

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、関連政令及び関連省令二段表

【法律】

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

改正 平成二十三年 五月二五日法律第五三三号  
同 二六年 六月二七日同 第九一号  
令和 元年 二月一日同 第七一号

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条—第四条）

第二節 法人の名称（第五条—第八条）

第三節 商法の規定の適用（第九条）

第二章 一般社団法人

第一節 設立

第一款 定款の作成（第十条—第十四条）

第二款 設立時役員等の選任及び解任（第十五条—第十九条）

第三款 設立時理事等による調査（第二十条）

第四款 設立時代表理事の選定等（第二十一条）

第五款 一般社団法人の成立（第二十二条）

第六款 設立時社員等の責任（第二十三条—第二十六条）

第二節 社員

第一款 総則（第二十七条—第三十条）

第二款 社員名簿等（第三十一条—第三十四条）

第三節 機関

第一款 社員総会（第三十五条—第五十九条）

第二款 社員総会以外の機関の設置（第六十条—第六十二条）

第三款 役員等の選任及び解任（第六十三条—第七十五条）

第四款 理事会（第七十六条—第八十九条）

第五款 監事（第九十条—第九十八条）

第六款 会計監査人（第九十九条—第一百零七条）

第七款 役員等の損害賠償責任（第一百零八条—第一百十一条）

第八款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約（第一百十八条の二・第一百十八条の三）

第四節 計算

第一款 会計の原則（第一百十九条）

第二款 会計帳簿（第二十号—第二百二十二条）

第三款 計算書類等（第二百二十三号—第三百三十条）

第五節 基金

第一款 基金を引き受ける者の募集（第三百三十一号—第四百十条）

第二款 基金の返還（第四百一十一号—第四百四十五条）

第三款 定款の変更（第四百四十七号）

第四款 事業の譲渡（第四百四十七号）

第五款 解散（第四百四十八号—第四百五十一号）

第三章 一般財団法人

第一節 設立

第一款 定款の作成（第五百五十二号—第五百五十六号）

第二款 財産の拠出（第五百五十七号—第五百五十八号）

【政令】

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成十九年政令第三十八号）（同令の条文は傍線で表示）及び同施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）

改正 平成二〇年 一月二八日法務省令第六六号

同 二一年 三月一六日同 第五号

同 二二年 七月二六日同 第六号

同 二七年 二月六日同 第六一号

同 二七年 十二月二八日同 第六二号

令和 二年 一月二七日同 第五二号

同 三年 一月二九日同 第二号

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 一般社団法人

第一節 機関

第一款 社員総会（第四条—第十一条）

第二款 役員等（第十二号—第二十号の二）

第二節 計算

第一款 総則（第二十一号）

第二款 会計帳簿（第二十二号—第二十五号）

第三款 計算関係書類（第二十六号—第三十三号）

第四款 事業報告（第三十四号）

第五款 計算関係書類の監査

第一目 通則（第三十五号）

第二目 会計監査人設置—一般社団法人以外の監事設置—一般社団法人における監査（第三十六号—第三十七号）

第三目 会計監査人設置—一般社団法人における監査（第三十八号—第四十三号）

第六款 事業報告等の監査（第四十四号—第四十六号）

第七款 計算書類等の社員への提供及び承認の特則に関する要件

第一目 計算書類等の社員への提供（第四十七号）

第二目 計算書類の承認の特則に関する要件（第四十八号）

第八款 計算書類の公告等（第四十九号—第五十一条）

第九款 基金（第五十二号—第五十六号）

第十款 解散（第五十七号）

第三章 一般財団法人

第一節 機関

第一款 評議員会（第五十八号—第六十条）

第二款 役員等（第六十一号—第六十三号の二）

第三款 計算（第六十四号）

第四款 解散（第六十五号）

第五款 清算（第六十六号—第七十四号）

第四章 合併

第一節 吸収合併消滅法人の手続（第七十五号—第七十六号）

第二節 吸収合併存続法人の手続（第七十七号—第八十条）

第三節 新設合併消滅法人の手続（第八十一号—第八十二条）

第四節 新設合併設立法人の手続（第八十三号—第八十四号）

第六章 雑則

第一節 訴訟（第八十五号—第八十六号）

第二節 登記（第八十七号）

第三節 公告（第八十八号）

第四節 電磁的方法及び電磁的記録等

第一款 電磁的方法及び電磁的記録等（第八十九号—第九十七号）

- 第三款 設立時評議員等の選任（第百五十九条・第百六十条）
- 第四款 設立時理事等による調査（第百六十一条）
- 第五款 設立時代理事の選定等（第百六十二条）
- 第六款 一般財団法人の成立（第百六十三条―第百六十五条）
- 第七款 設立者等の責任（第百六十六条―第百六十九条）
- 第二章 機関
  - 第一款 機関の設置（第百七十条・第百七十一条）
  - 第二款 評議員等の選任及び解任（第百七十二条―第百七十七条）
  - 第三款 評議員及び評議員会（第百七十八条―第百九十六条）
  - 第四款 理事、理事会、監事及び会計監査人（第百九十七条）
  - 第五款 役員等の損害賠償責任（第百九十八条）
  - 第六款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約（第百九十八条の二）
  - 第七款 計算（第百九十九条）
  - 第八款 定款の変更（第百十条）
  - 第九款 事業の譲渡（第百十一条）
  - 第十款 解散（第百十二条―第百十五条）
- 第三章 清算
  - 第一款 清算の開始（第百六条・第百七条）
  - 第二款 清算人の機関
    - 第一款 清算人における機関の設置（第百八条）
    - 第二款 清算人の就任及び解任並びに監事の退任等（第百九条―第百十一条）
    - 第三款 清算人の職務等（第百十二条―第百十九条）
    - 第四款 清算人会（第百二十条―第百二十二条）
    - 第五款 理事等に関する規定の適用（第百二十四条）
    - 第六款 財産目録等（第百二十五条―第百三十二条）
    - 第七款 債務の弁済等（第百三十三条―第百三十八条）
    - 第八款 残余財産の帰属（第百三十九条）
    - 第九款 清算事務の終了等（第百四十条・第百四十一条）
- 第四章 合併
  - 第一款 通則（第百四十二条・第百四十三条）
  - 第二款 吸収合併
    - 第一款 吸収合併契約等（第百四十四条・第百四十五条）
    - 第二款 吸収合併消滅法人の手続（第百四十六条―第百四十九条）
    - 第三款 吸収合併存続法人の手続（第百五十条―第百五十三条）
  - 第三款 新設合併
    - 第一款 新設合併契約等（第百五十四条・第百五十五条）
    - 第二款 新設合併消滅法人の手続（第百五十六条―第百五十八条）
    - 第三款 新設合併設立法人の手続（第百五十九条・第百六十条）
- 第五章 雑則
  - 第一款 解散命令（第百六十一条―第百六十三条）
  - 第二款 訴訟
    - 第一款 一般社団法人等の組織に関する訴え（第百六十四条―第百七十七条）
    - 第二款 一般社団法人における責任追及の訴え（第百七十八条―第百八十三条）
    - 第三款 一般社団法人等の役員等の解任の訴え（第百八十四条―第百八十六条）
  - 第三款 非訟
    - 第一款 総則（第百八十七条―第百九十五条）
    - 第二款 解散命令の手続に関する特則（第百九十六条―第百九十八条）
  - 第四款 登記
    - 第一款 総則（第百九十九条・第百十条）
    - 第二款 主たる事務所の所在地における登記（第百十一条―第百十一条）
    - 第三款 従たる事務所の所在地における登記（第百十二条―第百十四条）
    - 第四款 登記の嘱託（第百十五条）
    - 第五款 登記の手続等（第百十六条―第百三十条）
  - 第五款 公告（第百三十一条―第百三十三条）
  - 第六款 罰則（第百三十四条―第百四十四条）

附則  
 第一款 情報通信の技術の利用（第百八条―第百五条）

## 第一章 総則

## 第一節 通則

**第一条** 一般社団法人及び一般財団法人の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

**(定義)**

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般社団法人等 一般社団法人又は一般財団法人をいう。
- 二 大規模一般社団法人 最終事業年度（各事業年度に係る第二百二十三条第二項に規定する計算書類につき第百二十六条第二項の承認（第百二十七条前段に規定する場合にあつては、第百二十四条第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。）に係る貸借対照表（第百二十七条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時社員総会に報告された貸借対照表をいう。）の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上である一般社団法人をいう。
- 三 大規模一般財団法人 最終事業年度（各事業年度に係る第百九十九条において準用する第百二十三条第二項に規定する計算書類につき第百九十九条において準用する第百九十九条において準用する第百二十六条第二項の承認（第百九十九条において準用する第百二十四条第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。）に係る貸借対照表（第百九十九条において準用する第百二十七条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表をいう。）の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上である一般財団法人をいう。

- 四 子法人 一般社団法人又は一般財団法人がその経営を支配している法人として**法務省令**で定めるものをいう。
- 五 吸収合併 一般社団法人又は一般財団法人が他の一般社団法人又は一般財団法人とする合併であつて、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併後存続する法人に継承させるものをいう。
- 六 新設合併 二以上の一般社団法人又は一般財団法人がする合併であつて、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併により設立する法人に継承させるものをいう。
- 七 公告方法 一般社団法人又は一般財団法人が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしななければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。

**第三条** 一般社団法人及び一般財団法人は、法人とする。

**(住所)**

**第四条** 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

**第二節 法人の名称**

**第五条** 一般社団法人又は一般財団法人は、その種類に従い、その名称中に一般社団法人又は一般財団法人という文字を用いなければならない。

2 一般社団法人は、その名称中に、一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

3 一般財団法人は、その名称中に、一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

**(一) 一般社団法人又は一般財団法人と誤認させる名称等の使用の禁止**

**第六条** 一般社団法人又は一般財団法人でない者は、その名称又は商号中に、一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

**第七条** 何人も、不正の目的をもって、他の一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある一般社団法人又は一般財団法人は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

**(自己の名称の使用を他人に許諾した一般社団法人又は一般財団法人の責任)**

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある一般社団法人又は一般財団法人は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある一般社団法人又は一般財団法人は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある一般社団法人又は一般財団法人は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある一般社団法人又は一般財団法人は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある一般社団法人又は一般財団法人は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある一般社団法人又は一般財団法人は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

## 第一章 総則

**(目的)**

**第一条** この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「法」という。）の委任に基づく事項その他法の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

**(定義)**

**第二条** この省令において、「一般社団法人等」、「子法人」、「吸収合併」又は「新設合併」とは、それぞれ法第二条に規定する一般社団法人等、子法人、吸収合併又は新設合併をいう。

**(子法人)**

**第三条** 法第二条第四号に規定する**法務省令**で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 一般社団法人等又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び事業の方針を決定する機関における議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号において同じ。）の百分の五十を超える議決権を有する他の法人
- 二 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える他の一般財団法人
- イ 一般社団法人等又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員
- ロ 一般社団法人等又はその一若しくは二以上の子法人の使用人
- ハ 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者
- ニ 一般社団法人等又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者

ホ 当該評議員に就任した日前五年以内に一般社団法人等又はその一若しくは二以上の子法人によって当該他の一般財団法人の評議員に選任されたことがある者

**第八条** 自己の名称を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した一般社団法人又は一般財団法人は、当該一般社団法人又は一般財団法人が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

**第三節 商法の規定の不適用**

**第九条** 商法（明治三十二年法律第四十八号）第十一条から第十五条まで及び第十九条から第二十四条までの規定は、一般社団法人及び一般財団法人については、適用しない。

**第二章 一般社団法人**

**第一節 設立**

**第一款 定款の作成**

**（定款の作成）**

**第十条** 一般社団法人を設立するには、その社員にならうとする者（以下「設立時社員」という。）が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして**法務省令**で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、**法務省令**で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

**（定款の記載又は記録事項）**

**第十一条** 一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
  - 二 名称
  - 三 主たる事務所の所在地
  - 四 設立時社員の氏名又は名称及び住所
  - 五 社員の資格の得喪に関する規定
  - 六 公告方法
  - 七 事業年度
- 2 社員に剰余金又は剰余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。

**第十二条** 前条第一項各号に掲げる事項のほか、一般社団法人の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

**（定款の認証）**

**第十三条** 第十条第一項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。

**（定款の備置き及び閲覧等）**

**第十四条** 設立時社員（一般社団法人の成立後にあつては、当該一般社団法人）は、定款を設立時社員が定めた場所（一般社団法人の成立後にあつては、その主たる事務所及び従たる事務所）に備え置かなければならない。

2 設立時社員（一般社団法人の成立後にあつては、その社員及び債権者）は、設立時社員が定めた時間（一般社団法人の成立後にあつては、その業務時間）内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、設立時社員（一般社団法人の成立後にあつては、当該一般社団法人）の定めた費用を支払わなければならない。

一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧の請求

**令** 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて**法務省令**で定めるものをいう。以下同じ。）であつて設立時社員（一般社団法人の成立後にあつては、当該一般社団法人）の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として**法務省令**で定めるものをつとめる一般社団法人についての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所及び従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

**第二款 設立時役員等の選任及び解任**  
**（設立時役員等の選任）**

（施行規則第八十九条及び第九十条参照）

（施行規則第九十一条参照）

（施行規則第九十二条参照）

（施行規則第九十三条参照）

**第十五条** 定款で設立時理事（一般社団法人の設立に際して理事となる者をいう。以下この章、第二百七十八条及び第三百十八條第二項において同じ。）を定めなかったときは、設立時社員は、第二百七十八條の公証人の認証の後遅滞なく、設立時理事を選任しなければならない。

2 設立しようとする一般社団法人が次の各号に掲げるものである場合において、定款で当該各号に定める者を定めなかったときは、設立時社員は、第二百七十八條の公証人の認証の後遅滞なく、これらの者を選任しなければならない。

一 監事設置一般社団法人（監事を置く一般社団法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならない一般社団法人をいう。以下同じ。） 設立時監事（一般社団法人の設立に際して監事となる者をいう。以下この章、第二百五十四條第六号及び第三百十八條第二項第三号において同じ。）

二 会計監査人設置一般社団法人（会計監査人を置く一般社団法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない一般社団法人をいう。以下同じ。） 設立時会計監査人（一般社団法人の設立に際して会計監査人となる者をいう。次条第二項及び第三百十八條第二項第四号において同じ。）

**第十六条** 設立しようとする一般社団法人が理事会設置一般社団法人（理事会を置く一般社団法人をいう。以下同じ。）である場合には、設立時理事は、三人以上でなければならぬ。

2 第六十五條第一項又は第六十八條第一項若しくは第三項の規定により成立後の一般社団法人の理事、監事又は会計監査人となることができない者は、それぞれ設立時理事、設立時監事又は設立時会計監査人（以下この款において「設立時役員等」という。）となることができない。

3 第六十五條の二の規定は、設立時理事及び設立時監事について準用する。

**（設立時役員等の選任の方法）**

**第十七条** 設立時役員等の選任は、設立時社員の議決権の過半数をもって決定する。

2 前項の場合には、設立時社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

**（設立時役員等の解任）**

**第十八条** 設立時社員は、一般社団法人の成立の時までの間、設立時役員等を解任することができる。

**（設立時役員等の解任の方法）**

**第十九条** 設立時役員等の解任は、設立時社員の議決権の過半数（設立時監事を解任する場合にあつては、三分の二以上に当たる多数）をもって決定する。

2 第十七條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

**第三款 設立時理事等による調査**

**第二十条** 設立時理事（設立しようとする一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合にあっては、設立時理事及び設立時監事。次項において同じ。）は、その選任後遅滞なく、一般社団法人の設立の手續が法令又は定款に違反していないことを調査しなければならない。

2 設立時理事は、前項の規定による調査により、一般社団法人の設立の手續が法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、設立時社員にその旨を通知しなければならない。

**第四款 設立時代代表理事の選定等**

**第二十一条** 設立時理事は、設立しようとする一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合には、設立時理事の中から一般社団法人の設立に際して代表理事（一般社団法人を代表する理事をいう。以下この章及び第三百一一条第二項第六号において同じ。）となる者（以下この条及び第三百十八條第二項において「設立時代代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 設立時理事は、一般社団法人の成立の時までの間、設立時代代表理事を解職することができる。

3 前二項の規定による設立時代代表理事の選定及び解職は、設立時理事の過半数をもって決定する。

**第五款 一般社団法人の成立**

**第二十二条** 一般社団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

**第六款 設立時社員等の責任**

**（設立時社員等の損害賠償責任）**

**第二十三条** 設立時社員、設立時理事又は設立時監事は、一般社団法人の設立についてその任務を怠つたときは、当該一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 設立時社員、設立時理事又は設立時監事がその職務を行うに於いて悪意又は重大な過失があったときは、当該設立時社員、設立時理事又は設立時監事は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

**（設立時社員等の連帯責任）**

**第二十四条** 設立時社員、設立時理事又は設立時監事が一般社団法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の設立時社員、設立時理事又は設立時監事も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

**(責任の免除)**

**第二十五条** 第二十三条第一項の規定により設立時社員、設立時理事又は設立時監事の負う責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

**(一般社団法人不成立の場合の責任)**

**第二十六条** 一般社団法人が成立しなかつたときは、設立時社員は、連帯して、一般社団法人の設立に關してした行為についてその責任を負い、一般社団法人の設立に關して支出した費用を負担する。

**第二節 社員**

**第一款 総則**

**(経費の負担)**

**第二十七条** 社員は、定款で定めるところにより、一般社団法人に対し、経費を支払う義務を負う。

**(任意退社)**

**第二十八条** 社員は、いつでも退社することができる。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

2 前項ただし書の規定による定款の定めがある場合であっても、やむを得ない事由があるときは、社員は、いつでも退社することができる。

**(法定退社)**

**第二十九条** 前条の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によつて退社する。

一 定款で定めた事由の発生

二 総社員の同意

三 死亡又は解散

四 除名

**(除名)**

**第三十条** 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によつてすることができる。この場合において、一般社団法人は、当該社員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならぬ。

2 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもつて当該社員に対抗することができない。

**第二款 社員名簿等**

**(社員名簿)**

**第三十一条** 一般社団法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿（以下「社員名簿」という。）を作成しなければならない。

**(社員名簿の備置き及び閲覧等)**

**第三十二条** 一般社団法人は、社員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 社員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 社員名簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を

**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に關する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が社員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、社員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

**第三十三条** 一般社団法人が社員に対してする通知又は催告は、社員名簿に記載し、又は記録した当該社員の住所（当該社員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該一般社団法人に通知し

（施行規則第九十一条参照）

た場合にあっては、その場所又は連絡先) にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、第三十九条第一項の通知に際して社員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したものとあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があったもの」と読み替えるものとする。

### 第三十四条 (社員に対する通知の省略)

第三十四条 一般社団法人が社員に対してする通知又は催告が五年以上継続して到達しない場合には、一般社団法人は、当該社員に対する通知又は催告をすることを要しない。

2 前項の場合には、同項の社員に対する一般社団法人の義務の履行を行う場所は、一般社団法人の住所とする。

## 第三節 機関

### 第一款 社員総会

#### (社員総会の権限)

第三十五条 社員総会は、この法律に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、社員総会は、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることができない。

4 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

#### (社員総会の招集)

第三十六条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

3 社員総会は、次条第二項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

#### (社員による招集の請求)

第三十七条 総社員の議決権の十分の一(五分の一以下の割合を定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があった日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられない場合

#### (社員総会の決定)

第三十八条 理事(前条第二項の規定により社員が社員総会を招集する場合にあっては、当該社員。次条から第四十二条までにおいて同じ。)は、社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 社員総会の日時及び場所

二 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、**法務省令**で定める事項

2 理事会設置一般社団法人においては、前条第二項の規定により社員が社員総会を招集するときを除き、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議によらなければならない。

## 第二章 一般社団法人

### 第一節 機関

#### 第一款 社員総会

#### (招集の決定事項)

第四十条 法第三十八条第一項第五号に規定する**法務省令**で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(定款に口及びハに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。)

イ 第五条第一項の規定により社員総会参考書類(法第四十一条第一項に規定する社員総会参考書類をいう。以下この款において同じ。)に記載すべき事項

ロ 特定の時(社員総会の日時以前の時であつて、法第三十九条第一項ただし書の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

### 第三十九条 社員総会の招集の通知

第三十九条 社員総会を招集するには、理事は、社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日を二週間前までにその通知を発しなければならない。

次に掲げる場合には、前項の通知は、書面でしなければならない。

一 前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合

二 一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合

理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、**磁気**で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

### 第四十条 招集手続の省略

第四十条 前条の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第三十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

### （社員総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第四十一条 理事は、第三十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第三十九条第一項の通知に際して、**法務省令**で定めるところにより、社員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「社員総会参考書類」という。）及び社員が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

理事は、第三十九条第三項の承諾をした社員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による社員総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があったときは、これらの書類を当該社員に交付しなければならない。

理事は、第三十八條第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、第三十九條第一項の通知に際して、**法務省令**で定めるところにより、社員に対し、社員総会参考書類を交付しなければならない。

理事は、第三十九條第三項の承諾をした社員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による社員総会参考書類の交付に代えて、当該社員総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があったときは、社員総会参考書類を当該社員に交付しなければならない。

ハ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第三十九条第一項ただし書の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって電磁的方法（法第十四条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ニ 法第五十条第一項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を有し、）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

三 第一号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

イ 役員等（法百十一条第一項に規定する役員等をいう。以下この節及び第八十六条第二号において同じ。）の選任

ロ 役員等の報酬等（法第八十九条に規定する報酬等をいう。第五十八条第二号において同じ。）

ハ 事業の全部の譲渡

ニ 定款の変更

ホ 合併

### （電磁的方法による通知の承諾等）

第一條 次に掲げる規定により電磁的方法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）第十四条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、**法務省令**で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

法第三十九條第三項

法百八十二條第二項

前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（施行規則第九十七条参照）

### （社員総会参考書類）

第五條 法第四十一条第一項又は第四十二条第一項の規定により交付すべき社員総会参考書類に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 議案

二 理事が提出する議案にあつては、その提案の理由（法第二百五十一条第二項に規定する場合における説明すべき内容を含む。）

三 社員が法第四十五条第一項の規定による請求に際して通知した提案の理由がある場合にあつては、当該提案の理由又はその概要

四 議案につき法百二条の規定により社員総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要

社員総会参考書類には、前項に定めるもののほか、社員の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

同一の社員総会に關して社員に対して提供する社員総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、社員に対して提供する社員総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。

3 理事は、第一項に規定する場合には、第三十九条第三項の承諾をした社員に対する同項の電磁的方法による通知に際して、**法務省令**で定めるところにより、社員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

4 理事は、第一項に規定する場合において、第三十九条第三項の承諾をしていない社員から社員総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、**法務省令**で定めるところにより、直ちに、当該社員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

#### (社員提案権)

**第四十三条** 社員は、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事会設置一般社団法人においては、総社員の議決権の三十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員に限り、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、社員総会の日の六週間（これを下回る期間を定めた場合にあつては、その期間）前までにしなければならない。

**第四十四条** 社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

**第四十五条** 社員は、理事に対し、社員総会の日の六週間（これを下回る期間を定めた場合にあつては、その期間）前までに、社員総会の目的である事項につき当該社員が提出しようとする議案の要領を社員に通知すること（第三十九条第二項又は第三項の通知をする場合にあつては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、理事会設置一般社団法人においては、総社員の議決権の三十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員に限り、当該請求をすることができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

#### (社員総会の招集手続等に関する検査役の選任)

**第四十六条** 一般社団法人又は総社員の議決権の三十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員は、社員総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 前項の規定による検査役の選任の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、一般社団法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（**法務省令**で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、一般社団法人（検査役の選任の申立てをした者が当該一般社団法人でない場合にあつては、当該一般社団法人及びその者）に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記載された事項を**法務省令**で定める方法により提供しなければならない。

#### (裁判所による社員総会招集等の決定)

4 同一の社員総会に関して社員に対して提供する招集通知（法第三十九条第二項又は第三項の規定による通知をいう。以下この章において同じ。）又は法第二百五条の規定により社員に対して提供する事業報告の内容とすべき事項のうち、社員総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、社員に対して提供する招集通知又は同条の規定により社員に対して提供する事業報告の内容とするを要しない。

**第六条** 法第三十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めた一般社団法人が行った社員総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定による社員総会参考書類の交付とする。

2 理事は、社員総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知を発売した日から社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。

#### (議決権行使書面)

**第七条** 法第四十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）に記載すべき事項又は法第四十二条第三項若しくは第四項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄
- 二 議決権の行使の期限
- 三 議決権を行使すべき社員の氏名又は名称（法第四十八条第一項ただし書に規定する場合にあつては、行使することができる議決権の数を含む。）

（施行規則第九十四条参照）

（施行規則第九十五条参照）

**第四十七条** 裁判所は、前条第四項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一 一定の期間内に社員総会を招集すること。

二 前条第四項の調査の結果を社員に通知すること。

三 裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、理事は、前条第四項の報告の内容を同号の社員総会において開示しなければならない。

四 前項に規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあっては、理事及び監事）は、前条第四項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の社員総会に報告しなければならない。

**（議決権の数）**

**第四十八条** 社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

二 前項ただし書の規定にかかわらず、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しない。

**（社員総会の決議）**

**第四十九条** 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

二 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 第三十条第一項の社員総会

二 第七十条第一項の社員総会（監事を解任する場合に限る。）

三 第一百十三条第一項の社員総会

四 第一百四十六条の社員総会

五 第一百四十七条の社員総会

六 第一百四十八条第三号及び第五十条の社員総会

七 第二百四十七条、第二百五十一条第一項及び第二百五十七条の社員総会

三 理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、第三十八条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第九十九条第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

**（議決権の代理行使）**

**第五十条** 社員は、代理人によつてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を一般社団法人に提出しなければならない。

二 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

三 第一項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、**（略）**で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

四 社員が第三十九条第三項の承諾をした者である場合には、一般社団法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

五 一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、代理権を証明する書面及び第三項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

6 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を**（略）**で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

一 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に

必要であると認めるときは、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

二 前条第四項の調査の結果を社員に通知すること。

三 裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、理事は、前条第四項の報告の内容を同号の社員総会において開示しなければならない。

四 前項に規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあっては、理事及び監事）は、前条第四項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の社員総会に報告しなければならない。

**（議決権の数）**

**第四十八条** 社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

二 前項ただし書の規定にかかわらず、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しない。

**（社員総会の決議）**

**第四十九条** 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

二 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 第三十条第一項の社員総会

二 第七十条第一項の社員総会（監事を解任する場合に限る。）

三 第一百十三条第一項の社員総会

四 第一百四十六条の社員総会

五 第一百四十七条の社員総会

**（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）**

**第二条** 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、**（略）**で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 法第五十条第三項

二 法第五十二条第一項

三 法第五十三条第三項

二 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

**附則**

この**（略）**は、法の施行の日から施行する。

（施行規則第九十七条参照）

（施行規則第九十一条参照）

関する調査以外の目的で請求を行ったとき。  
二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。  
三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。  
四 請求者が、過去二年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

**(書面による議決権の行使)**  
**第五十一条** 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、**法務省令**で定める時まで当該記載をした議決権行使書面を一般社団法人に提出して行う。  
二 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。  
三 一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、第一項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。  
四 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなくてはならない。

五 一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができる。  
一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に關する調査以外の目的で請求を行ったとき。  
二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。  
三 請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。  
四 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

**(電磁的方法による議決権の行使)**  
**第五十二条** 電磁的方法による議決権の行使は、**法務省令**で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、**法務省令**で定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該一般社団法人に提供して行う。  
二 社員が第三十九条第三項の承諾をした者である場合には、一般社団法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができる。  
三 第一項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。  
四 一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、第一項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。  
五 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなくてはならない。  
六 一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができる。  
一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に關する調査以外の目的で請求を行ったとき。  
二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。  
三 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。  
四 請求者が、過去二年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

**(理事等の説明義務)**  
**第五十三条** 理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

**(書面による議決権行使の期限)**  
**第八条** 法第五十一条第一項に規定する**法務省令**で定める時は、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時（第四条第一号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号口の特定の時）とする。

**(施行令第二条参照)**  
**第九条** 法第五十二条第一項に規定する**法務省令**で定める時は、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時（第四条第一号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号口の特定の時）とする。

**(施行規則第九十一条参照)**

（施行規則第九十一条参照）

らない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより社員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として**法務省令**で定める場合は、この限りでない。

#### (議長の権限)

**第五十四条** 社員総会の議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 社員総会の議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

#### (社員総会に提出された資料等の調査)

**第五十五条** 社員総会においては、その決議によって、理事、監事及び会計監査人が当該社員総会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

2 第三十七条の規定により招集された社員総会においては、その決議によって、一般社団法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

#### (延期又は続行の決議)

**第五十六条** 社員総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第三十八条及び第三十九条の規定は、適用しない。

#### (議事録)

**第五十七条** 社員総会の議事については、**法務省令**で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 一般社団法人は、社員総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 一般社団法人は、社員総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として**法務省令**で定めるものをとつているときは、この限りでない。

4 社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

#### (社員総会の決議の省略)

**第五十八条** 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 一般社団法人は、前項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

#### (理事等の説明義務)

**第十条** 法第五十三条に規定する**法務省令**で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 社員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該社員が社員総会の日より相当の期間前に当該事項を一般社団法人に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 社員が説明を求めた事項について説明をすることにより一般社団法人その他の者（当該社員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 社員が当該社員総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めるときは、前二号に掲げる場合のほか、社員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

#### (社員総会の議事録)

**第十一条** 法第五十七条第一項の規定による社員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第十条第二項に規定する電磁的記録をいう。第六章第四節第二款を除き、以下同じ。）をもって作成しなければならない。

3 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 社員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 社員総会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第七十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）

ロ 法第七十四条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）

ハ 法第七十二条

ニ 法第五十五条第三項

ホ 法第九十九条第一項

ヘ 法第九十九条第二項

四 社員総会に出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

五 社員総会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（施行規則第九十三条参照）

（施行規則第九十一条参照）

4 次の各号に掲げる場合には、社員総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第五十八条第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称

ハ 社員総会の決議があつたものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

二 法第五十九条の規定により社員総会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 社員総会への報告があつたものとみなされた事項の内容

- 3 社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
  - 一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前項の電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 4 第一項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終了したものとみなす。

**(社員総会への報告の省略)**

**第五十九条** 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

**第二款 社員総会以外の機関の設置**

**第六十条** 一般社団法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

**第六十一条** 一般社団法人は、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができる。

**第六十一条** 理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならない。

**(会計監査人の設置義務)**

**第六十二条** 大規模一般社団法人は、会計監査人を置かなければならない。

**第三款 役員等の選任及び解任**

**第六十三条** 役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 前項の決議をする場合には、**法務省令**で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の数に欠けるときとなる場合に備えて補欠の役員を選任することができる。

**(一般社団法人と役員等との関係)**

**第六十四条** 一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

**第六十五条** 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
  - 二 削除
  - 三 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、第二百五十二条、第二百五十六条、第二百五十八号から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）、第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九号から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八号から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 2 監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
  - 3 理事会設置一般社団法人においては、理事は、三人以上でなければならぬ。
- 第六十五条**の二 成年被後見人が役員に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。
- 2 被保佐人が役員に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。
  - 3 第一項の規定は、保佐人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

ハ 社員総会への報告があったものとみなされた日  
議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（施行規則第九十一条参照）

（施行規則第四項参照）

**第二款 役員等**

**(補欠の役員を選任)**

**第十二条** 法第六十三条第二項の規定による補欠の役員（同条第一項に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第六十三条第二項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- 一 当該候補者が補欠の役員である旨
  - 二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員（補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名）
  - 三 同一の役員（二人以上の役員（補欠として選任した場合にあっては、当該二人以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位
  - 四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続
- 3 補欠の役員に就任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時社員総会の開始の時までとする。ただし、社員総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

4 成年被後見人又は被保佐人がした役員資格に基づく行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

**(理事の任期)**

**第六十六条** 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によつて、その任期を短縮することを妨げない。

**(監事の任期)**

**第六十七条** 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を退任した監事の任期の満了する時までとすることを妨げない。

3 前二項の規定にかかわらず、監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

**(会計監査人の資格等)**

**第六十八条** 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第六條の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならぬ。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを一般社団法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。  
一 公認会計士法の規定により、第二百二十三條第二項に規定する計算書類について監査をすることができない者

二 一般社団法人の子法人若しくはその理事若しくは監事から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

**(会計監査人の任期)**

**第六十九条** 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時社員総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時社員総会において再任されたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般社団法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

**(解任)**

**第七十条** 役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によつて解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、一般社団法人に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

**(監事による会計監査人の解任)**

**第七十一条** 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。
- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定による解任は、監事が二人以上ある場合には、監事の全員の同意によつて行わなければならない。

3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、監事の互選によつて定めた監事）は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

**(監事の選任に関する同意等)**

**第七十二条** 理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を社員総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を社

員総会に提出することを請求することができる。

#### 第七十三条 監事設置一般社団法人において、社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 監事が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監事が」とあるのは、「監事の過半数をもって」とする。

#### 第七十四条 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることが出来る。

2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される社員総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

3 理事は、前項の者に對し、同項の社員総会を招集する旨及び第三十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 第一項の規定は会計監査人について、前二項の規定は会計監査人を辞任した者及び第七十一条第一項の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、社員総会に出席して」と、第二項中「辞任後」とあるのは「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読み替えるものとする。

#### 第七十五条 役員等が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定められた役員が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員を除く）の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員を職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時役員を職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 会計監査人が欠けた場合又は定款で定められた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

5 第六十八条及び第七十一条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

### 第四款 理事

#### 第七十六条 理事は、定款に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

2 理事が二人以上ある場合には、一般社団法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって決定する。

3 前項の場合には、理事は、次に掲げる事項についての決定を各理事に委任することができない。

一 従たる事務所の設置、移転及び廃止

二 第三十八条第一項各号に掲げる事項

三 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

四 第十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第百十一条第一項の責任の免除

4 大規模一般社団法人においては、理事は、前項第三号に掲げる事項を決定しなければならない。

#### 第七十七条 理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の理事が二人以上ある場合には、理事は、各自、一般社団法人を代表する。

3 一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。

4 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

#### 第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害（代表者の行為についての損害賠償責任）

員総会に提出することを請求することができる。

#### 第七十三条 監事設置一般社団法人において、社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 監事が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監事が」とあるのは、「監事の過半数をもって」とする。

#### 第七十四条 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることが出来る。

2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される社員総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

3 理事は、前項の者に對し、同項の社員総会を招集する旨及び第三十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 第一項の規定は会計監査人について、前二項の規定は会計監査人を辞任した者及び第七十一条第一項の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、社員総会に出席して」と、第二項中「辞任後」とあるのは「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読み替えるものとする。

#### 第七十五条 役員等が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定められた役員が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員を除く）の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員を職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時役員を職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 会計監査人が欠けた場合又は定款で定められた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

5 第六十八条及び第七十一条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

### 第四款 理事

#### 第七十六条 理事は、定款に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

2 理事が二人以上ある場合には、一般社団法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって決定する。

3 前項の場合には、理事は、次に掲げる事項についての決定を各理事に委任することができない。

一 従たる事務所の設置、移転及び廃止

二 第三十八条第一項各号に掲げる事項

三 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

四 第十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第百十一条第一項の責任の免除

4 大規模一般社団法人においては、理事は、前項第三号に掲げる事項を決定しなければならない。

#### 第七十七条 理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の理事が二人以上ある場合には、理事は、各自、一般社団法人を代表する。

3 一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。

4 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

5 第六十八条及び第七十一条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

#### 第十三条 法第七十六条第三号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

2 理事が二人以上ある一般社団法人である場合には、前項に規定する体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする。

3 監事設置一般社団法人（法第十五条第二項第一号に規定する監事設置一般社団法人をいう。次項において同じ。）以外の一般社団法人である場合には、第一項に規定する体制には、理事が社員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。

4 監事設置一般社団法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

一 監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

害を賠償する責任を負う。

### 第七十九條 (代表理事に欠員を生じた場合の措置)

代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事(次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

裁判所は、前項の一時代表理事の職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

### 第八十條 (理事の職務を代行する者の権限)

民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

前項の規定に違反して行った理事又は代表理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、一般社団法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

### 第八十一條 (一般社団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)

第七十七条第四項の規定にかかわらず、一般社団法人が理事(理事であった者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は理事が一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、社員総会は、当該訴えについて一般社団法人を代表する者を定めることができる。

### 第八十二條 (表見代表理事)

一般社団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合に、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

### 第八十三條 (忠実義務)

理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

### 第八十四條 (競業及び利益相反取引の制限)

理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

民法第八八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない。

### 第八十五條 (理事の報告義務)

理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員(監事設置一般社団法人にあっては、監事)に報告しなければならない。

### 第八十六條 (業務の執行に関する検査役の選任)

一般社団法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を有する社員は、当該一般社団法人の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

前項の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、一般社団法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

第二項の検査役は、その職務を行うため必要があるときは、一般社団法人の子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(法務省令で定めるものに限る。)を裁判所に提供して報告をしなければならない。

裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

第二項の検査役は、第五項の報告をしたときは、一般社団法人及び検査役の選任の申立てをした

- 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項
- 監事の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### \*民法 第八八条 (自己契約及び双方代理)

同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

〈施行規則第九十四条参照〉

社員に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により提供しなければならない。

#### 第八十七条 裁判所による社員総会招集等の決定

（裁判所による社員総会招集等の決定）  
一 一定の期間内に社員総会を招集すること。  
二 前条第五項の調査の結果を社員に通知すること。

2 裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、理事は、前条第五項の報告の内容を同号の社員総会において開示しなければならない。

3 前項に規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第五項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の社員総会に報告しなければならない。

（社員による理事の行為の差止め）  
第八十八条 社員は、理事が一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 監事設置一般社団法人における前項の規定の適用については、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」とする。

（理事の報酬等）  
第八十九条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によつて定める。

第五款 理事会  
第九十条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。  
一 理事の職務の執行の監督  
二 理事の職務の執行の決定  
三 代表理事の選定及び解職

3 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。  
4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け  
二 多額の借財  
三 重要な使用人の選任及び解任  
四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止  
五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして**法務省令**で定める体制の整備

六 第一百零四条第一項の規定による定款の定めに基づく第一百零一条第一項の責任の免除  
5 大規模一般社団法人である理事会設置一般社団法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

第九十一条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。  
一 代表理事  
二 代表理事以外の理事であつて、理事会の決議によつて理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

2 前項各号に掲げる理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

（競争及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限）  
第九十二条 理事会設置一般社団法人における第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（招集権者）  
第九十三条 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定め

（施行規則第九十五条参照）

第十四条 法第九十条第四項第五号に規定する**法務省令**で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
五 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項  
七 監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制  
九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制）

第九十条 法第九十条第四項第五号に規定する**法務省令**で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
五 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項  
七 監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制  
九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制）

第九十条 法第九十条第四項第五号に規定する**法務省令**で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
五 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項  
七 監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制  
九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制）

第九十条 法第九十条第四項第五号に規定する**法務省令**で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
五 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項  
七 監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制  
九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制）

第九十条 法第九十条第四項第五号に規定する**法務省令**で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
五 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項  
七 監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制  
九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制）

第九十条 法第九十条第四項第五号に規定する**法務省令**で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
五 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項  
七 監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制  
九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制）

第九十条 法第九十条第四項第五号に規定する**法務省令**で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
五 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項  
七 監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制  
九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制）

第九十条 法第九十条第四項第五号に規定する**法務省令**で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
五 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項  
七 監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制  
九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制）

第九十条 法第九十条第四項第五号に規定する**法務省令**で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
五 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項  
七 監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制  
九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制）

第九十条 法第九十条第四項第五号に規定する**法務省令**で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
五 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項  
七 監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制  
九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

たときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項及び第百一条第二項において「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

#### (招集手続)

**第九十四条** 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事は、理事及び各監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (理事会の決議)

**第九十五条** 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

2 前項の決議については、**法務省令**で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前項の決議については、**法務省令**で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

#### (理事会の議事録)

**第十五条** 法第九十五条第三項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第九十三条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第九十三条第三項の規定により理事が招集されたもの

ハ 法第九十一条第二項の規定により監事の請求を受けて招集されたもの

ニ 法第九十一条第三項の規定により監事が招集したもの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第九十二条第二項

ロ 法第九十一条第二項

ハ 法第九十一条第一項

六 法第九十五条第三項の定款の定めがあるときは、代表理事（法第二十一条第一項に規定する代表理事をいう。第十九条第二号ロにおいて同じ。）以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名

七 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称

八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした理事の氏名

ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

二 法第九十八条第一項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 理事会への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（施行規則第九十条参照）

4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、**法務省令**で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛

成したものと推定する。

#### （理事会の決議の省略）

**第九十六条** 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

#### （議事録等）

**第九十七条** 理事会設置一般社団法人は、理事会の日（前条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、第九十五条第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該理事会設置一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

#### （理事会への報告の省略）

**第九十八条** 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第九十一条第二項の規定による報告については、適用しない。

#### 第六款 監事

**第九十九条** 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、**法務省令**で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができ、

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、監事設置一般社団法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

#### （理事への報告義務）

**第一百条** 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をしておそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）に報告しなければならない。

#### （理事会への出席義務等）

**第一百一条** 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

#### （社員総会に対する報告義務）

**第一百二条** 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他**法務省令**で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

#### （監事による理事の行為の差止め）

**第一百三条** 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をしておそれがある場合において、当該行為によつて当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ず

（施行規則第九十一条参照）

#### （監査報告の作成）

**第一百六条** 法第九十九条第一項の規定により**法務省令**で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は監事は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該一般社団法人の理事及び使用人

二 当該一般社団法人の子法人の理事、取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該一般社団法人の他の監事、当該一般社団法人の子法人の監事、監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

努力しなければならない。

るときは、担保を立てさせないものとする。

#### (監事設置一般社団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)

**第百四條** 第七十七條第四項及び第八十一條の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人が理事（理事であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

**第百七十七條** 第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

- 一 監事設置一般社団法人が第二百七十八條第一項の訴えの提起の請求（理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合
- 二 監事設置一般社団法人が第二百八十条第三項の訴訟告知（理事の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第二百八十一条第二項の規定による通知及び催告（理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合

**第百五條** 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によつて定める。監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によつて定める。

**第百六條** 監事がその職務の執行について監事設置一般社団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

**第百七條** 監事は、社員総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

**第百八條** 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置一般社団法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置一般社団法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

**第百九條** 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

**第百十條** 第六十八條第三項第一号又は第二号に掲げる者

- 一 会計監査人設置一般社団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人である者
- 二 会計監査人設置一般社団法人又はその子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務に

**第百十一條** 監事に対する報告

より継続的な報酬を受けている者

**第百十二條** 監事に対する報告

より継続的な報酬を受けている者

**第百十三條** 監事に対する報告

より継続的な報酬を受けている者

**第百十四條** 監事に対する報告

より継続的な報酬を受けている者

**第百十五條** 監事に対する報告

より継続的な報酬を受けている者

**第百十六條** 監事に対する報告

より継続的な報酬を受けている者

**第百十七條** 監事に対する報告

より継続的な報酬を受けている者

**第百十八條** 監事に対する報告

より継続的な報酬を受けている者

**第百十九條** 監事に対する報告

より継続的な報酬を受けている者

**第百二十條** 監事に対する報告

より継続的な報酬を受けている者

るときは、担保を立てさせないものとする。

#### (会計監査報告の作成)

**第百七十七條** 第一項の規定により法務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 当該一般社団法人の理事及び使用人

二 当該一般社団法人の子法人の理事、取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八條第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

(施行規則第九十一条参照)

（監事に対する報告）

より継続的な報酬を受けている者

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

### 第百九条 (定時社員総会における会計監査人の意見の陳述)

第百七条第一項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員。次項において同じ。）は、定時社員総会に出席して意見を述べることができる。

2 定時社員総会において会計監査人の出席を求める決議があつたときは、会計監査人は、定時社員総会に出席して意見を述べなければならない。

### 第百十條 (会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与)

第百十條 監事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

### 第百十一條 (役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任)

第百十一條 理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任務を怠つたときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によって一般社団法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

- 一 第八十四条第一項の理事
- 二 一般社団法人が当該取引をすることを決定した理事
- 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

### 第百十二條 (一般社団法人に対する損害賠償責任の免除)

第百十二條 前条第一項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

### 第百十三條 (責任の一部免除)

第百十三條 前条の規定にかかわらず、役員等の第百十一條第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（第百十五条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

- イ 代表理事 六
- ロ 代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの 四

(1) 理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

(2) 当該一般社団法人の業務を執行した理事（(1)に掲げる理事を除く。）

(3) 当該一般社団法人の使用人

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 前項の場合には、理事は、同項の社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 監事設置一般社団法人においては、理事は、第百十一條第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）の同意を得なければならない。

### 第百十九條 (報酬等の額の算定方法)

第百十九條 法第百十三條第一項第二号に規定する法務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該一般社団法人の使用人を兼ねている場合における当該使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として一般社団法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ 法第百十三條第一項の社員総会の決議を行った場合 当該社員総会の決議の日

ロ 法第百十四條第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の同意（理事会設置一般社団法人（法第百十六條第一項に規定する理事会設置一般社団法人をいう。）にあっては、理事会の決議。ロにおいて同じ。）を行った場合 当該同意のあつた日

ハ 法第百十五條第一項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあっては、最も遅い日）

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員等が当該一般社団法人から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員等が当該一般社団法人の使用人を兼ねていた場合における当該使用人としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数）

4 第一項の決議があった場合において、一般社団法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰勞金その他の**法務省令**で定める財産上の利益を与えるときは、社員総会の承認を受けなければならない。

#### （理事等による免除に関する定款の定め）

**第百十四條** 第百十二條の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、第百十一條第一項の規定に基づいて、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）によつて免除することができる旨を定款で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することのできる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）を行つたときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べべき旨を社員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4 総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、一般社団法人は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

#### （責任限定契約）

**第百十五條** 第百十二條の規定にかかわらず、一般社団法人は、理事（業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第百四十一條第三項において同じ。）又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条及び第百三十一條第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）の第百十一條第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該一般社団法人の業務執行理事又は使用人に就したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。

3 第百十三條第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 第百十三條第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

三 第百十一條第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額

5 第百十三條第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

#### （理事が自己のためにした取引に関する特則）

**第百十六條** 第八十四條第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第百十

(2)(1) 代表理事 六  
代表理事以外の理事であつて、次に掲げる者 四  
理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

(iii)(ii)(i) 当該一般社団法人の業務を執行した理事 (i)に掲げる理事を除く。)

当該一般社団法人の使用人

理事 (1)及び(2)に掲げるものを除く。)、監事又は会計監査人 二

#### （責任の免除の決議後に受ける退職慰勞金等）

**第二十條** 法第百十三條第四項（法第百十四條第五項及び第百十五條第五項において準用する場合を含む。）に規定する**法務省令**で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

一 退職慰勞金

二 当該役員等が当該一般社団法人の使用人を兼ねていたときは、当該使用人としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

一条第一項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

**（役員等の第三者に対する損害賠償責任）**  
**第百十七条** 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為  
イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 基金（第百三十一条に規定する基金をいう。）を引き受ける者の募集をする際に通知しなればならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該一般社団法人の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ハ 虚偽の登記  
ニ 虚偽の公告（第百二十八条第三項に規定する措置を含む。）

ニ 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録  
三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

**（役員等の連帯責任）**

**第百十八条** 役員等が一般社団法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

**（補償契約）**  
**第九款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約**

**第百十八条の二** 一般社団法人が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該一般社団法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失  
イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 一般社団法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用を超えたる部分

二 当該一般社団法人が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該一般社団法人に対して第百十一条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した一般社団法人が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該一般社団法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 理事会設置一般社団法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第八十四条第一項、第九十二条第二項、第百十一条第三項及び第百十六条第一項の規定は、一般社団法人と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

**（役員等のために締結される保険契約）**  
**第百十八条の三** 一般社団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害

を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）の決議によらなければならない。

- 2 第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第一百一十一条第三項の規定は、一般社団法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることよって生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。
- 3 民法第八十条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

#### 第四節 計算

**第一百九条 第一款 会計の原則** 一般社団法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

#### 第二款 会計帳簿

- （会計帳簿の作成及び保存）**
- 第二十條 一般社団法人は、**法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。
- 2 一般社団法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

**（役員等賠償責任保険契約から除外する保険契約）**

**第二十條の二 法第八十条の三第一項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする**

- 一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する一般社団法人を含む保険契約であつて、当該一般社団法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることよつて当該一般社団法人に生ずることのある損害を被保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの
- 二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることよつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことよつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることよつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を被保険者が填補することを目的として締結されるもの

#### 第二節 計算

**第二十一条 第一款 総則** この節の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

#### 第二款 会計帳簿

- （会計帳簿の作成）**
- 第二十二條 法第二十條第一項の規定により作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項（法第四十一条第二項第二号の規定により法務省令で定めるべき事項を含む。）については、この款の定めるところによる。**
- 2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

**（資産の評価）**

**第二十三條 資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。**

- 2 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この款において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。
- 3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。
  - 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価
  - 二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減損をした額
- 4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができる。 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

- 6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。
  - 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産
  - 二 前号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

**（負債の評価）**

**第二十四條 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。**

- 2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。
  - 一 将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積りのうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金
  - 二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

**（のれんの評価）**

**（会計帳簿の開覧等の請求）**

**第二十一条 総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。**

- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 2 一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができる。
  - 一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に關する調査以外の目的で請求を行ったとき。
  - 二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
  - 三 請求者が当該一般社団法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
  - 四 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
  - 五 請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

**(会計帳簿の提出命令)**

**第二百二十二条** 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

**第三款 計算書類等**

**(計算書類等の作成及び保存)**

- 第二百二十三条** 一般社団法人は、**法務省令**で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
- 2 一般社団法人は、**法務省令**で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
- 3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 4 一般社団法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

**第二十五条** のれんは、有償で譲り受け、又は合併により取得した場合に限り、資産又は負債として計上することができる。

（施行規則第九十一条参照）

**第三款 計算関係書類**

**(計算関係書類)**

**第二十六条** 法第二百三十三条第一項及び第二項の規定により作成すべき計算関係書類（次に掲げるものをいう。以下この節において同じ。）については、この款の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 成立の日における貸借対照表
- 二 各事業年度に係る計算書類（法第二百三十三条第二項に規定する計算書類をいう。以下この節において同じ。）及びその附属明細書

**(金額の表示の単位)**

**第二十七条** 計算関係書類に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。

**(成立の日の貸借対照表)**

**第二十八条** 法第二百三十三条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、一般社団法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

**(各事業年度に係る計算書類)**

- 第二十九条** 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六箇月）を超えることができる。
- 2 法第二百三十三条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

**(貸借対照表の区分)**

**第三十条** 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第三号に掲げる部については、純資産を示す適当な名称を付すことができる。

- 一 資産
  - 二 負債
  - 三 純資産
- 2 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適当な名称を付さなければならない。

**(基金等)**

**第三十一条** 基金（法第二百三十一条に規定する基金をいう。以下この章において同じ。）の総額及び代替基金（法第二百四十四条第一項の規定により計上された金額をいう。以下この章において同じ。）は、貸借対照表の純資産の部（前条第一項後段の規定により純資産を示す適当な名称を付したも

のを含む。)に計上しなければならない。  
2 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができない。

**(損益計算書の区分)**

**第三十二条** 損益計算書は、収益若しくは費用又は利益若しくは損失について、適当な部又は項目に区分して表示しなければならない。

**(附属明細書)**

**第三十三条** 各事業年度に係る計算書類の附属明細書には、次に掲げる事項のほか、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

- 一 重要な固定資産の明細
- 二 引当金の明細

**第四款 事業報告**

**第三十四条** 法第二十三條第二項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

- 一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項(計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。)
- 二 法第七十六條第三項第三号及び第九十條第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

**第五款 計算関係書類の監査**

**第一目 通則**

**第三十五条** 法第二十四條第一項及び第二項の規定による監査(計算関係書類(成立の日における貸借対照表を除く。以下この款において同じ。))に係るものに限る。以下この款において同じ。)

2 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

**第二目 会計監査人設置一般社団法人以外の監事設置一般社団法人における監査**

**第三十六条** 監事(会計監査人設置一般社団法人(法第十五條第二項第二号に規定する会計監査人設置一般社団法人をいう。以下この節において同じ。))の監事を除く。以下この目において同じ。)は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 計算関係書類が当該一般社団法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 三 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 四 追記情報
- 五 監査報告を作成した日

2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 正当な理由による会計方針の変更
- 二 重要な偶発事象
- 三 重要な後発事象

**(監査報告の通知期限等)**

**第三十七条** 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
- 二 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

2 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

3 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監

**(計算書類等の監査等)**

**第二百二十四條** 監事設置一般社団法人においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、**法務省令**で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、**法務省令**で定めるところにより、会計監査人設置一般社団法人においては、次の各号に掲げるものは、**法務省令**で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

- 一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人
- 二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事

3 理事会設置一般社団法人においては、第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

4 事の監査を受けたものとみなす。  
第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 二人以上の監事が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事

二 二人以上の監事が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めていないとき すべての監事

三 前二号に掲げる場合以外の場合 監事

### 第三目 会計監査人設置一般社団法人における監査

#### 第三十八條 計算関係書類の提供

第三十八條 計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

#### 第三十九條 会計監査報告の内容

第三十九條 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 計算関係書類が当該一般社団法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していることと認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していることと認められる旨並びに除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった計算関係書類が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 会計監査報告を作成した日

2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

#### 第四十條 会計監査人設置一般社団法人の監事の監査報告の内容

第四十條 会計監査人設置一般社団法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨）

三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっていないものを除く。）

四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

五 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

#### 第四十一條 会計監査報告の通知期限等

第四十一條 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。

らない。

一 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定められた日があるときは、その日

2 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（第四十三条において同じ。）。

一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事

5 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（以下この目において同じ。）。

一 二人以上の監事が存する場合において、第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めたとき 当該通知を受ける監事として定められた監事

二 二人以上の監事が存する場合において、第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めていないとき すべての監事

三 前二号に掲げる場合以外の場合 監事

**第四十二条 会計監査人の職務の遂行に関する事項**

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第四十二条 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、すべての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

**第四十三条 会計監査人設置一般社団法人の監事報告の通知期限**

第四十三条 会計監査人設置一般社団法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。

一 会計監査報告を受領した日（第四十一条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日

二 特定理事及び特定監事の間で合意により定められた日があるときは、その日

2 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

**第六款 事業報告等の監査**

（事業報告等の監査）

第四十四条 法第二十四条第一項及び第二項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。以下この款において同じ。）については、この款の定めるところによる。

**第四十五条 監査報告の内容**

第四十五条 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該一般社団法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

三 当該一般社団法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

五 第三十四条第二項第二号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合にお

いて、当該事項の内容が相当でないとき、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日  
**(監査報告の通知期限等)**

**第四十六条** 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 事業報告を受領した日から四週間を経過した日
  - 二 事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
  - 三 特定理事及び特定監事の間で合意により定められた日があるときは、その日
- 2 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。
- 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
- 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事
  - 二 前号に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事
  - 5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- 一 二人以上の監事が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事
- 二 二人以上の監事が存する場合において、第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めていないとき すべての監事
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 監事

**第七目 計算書類等の社員への提供及び承認の特則に関する要件**

**第四十七条** 法第二十五条の規定による計算書類及び事業報告並びに監査報告（会計監査人設置一般社団法人にあつては、会計監査報告を含む。以下この条において「提供計算書類等」という。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。

- 2 当該各号に定める方法により提供しなければならない。
- 一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
- イ 提供計算書類等が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供
- ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供
- 二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
- イ 提供計算書類等が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供
- ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

3 理事は、計算書類又は事業報告の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。

**第二目 計算書類の承認の特則に関する要件**

**第四十八条** 法第二十七条に規定する要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 法第二十七条に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第三十九条第一項第二号イに定める事項が含まれていること。
- 二 前号の会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないことと認める意見がないこと。
- 三 法第二十七条に規定する計算書類が第四十三条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

**第八款 計算書類の公告等**

**(計算書類等の社員への提供)**

**第二十五条** 理事会設置一般社団法人においては、理事は、定時社員総会の招集の通知に際して、**法務省令**で定めるところにより、社員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

**(計算書類等の定時社員総会への提出等)**

**第二十六条** 次の各号に掲げる一般社団法人においては、理事は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

- 一 監事設置一般社団法人（理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人を除く。）
- 二 第二十四条第一項の監査を受けた計算書類及び事業報告
- 三 会計監査人設置一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）
- 四 前二号に掲げるもの以外の一社団法人 第二百三十三条第二項の計算書類及び事業報告
- 五 前号の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

**(会計監査人設置一般社団法人の特則)**

**第二十七条** 会計監査人設置一般社団法人については、第二百二十四条第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い一般社団法人の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして**法務省令**で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

**第百二十八条 (貸借対照表等の公告)**

一般社団法人は、**法務省令**で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大規模一般社団法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第三百三十一条第一号又は第二号に掲げる方法である一般社団法人は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することにより足りる。

3 前項の一般社団法人は、**法務省令**で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、第一項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができ、この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

**(計算書類等の備置き及び閲覧等)**

**第百二十九条** 一般社団法人は、計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第百二十四条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定時社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人にあつては、二週間）前（第五十八条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 一般社団法人は、計算書類等の写しを、定時社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人にあつては、二週間）前（第五十八条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることができ、かつ、この請求又はその事項を記載した書面の交付の請求を、当該一般社団法人の定められた費用を支払わなければならない。

3 社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該一般社団法人の定められた費用を支払わなければならない。

1 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求  
2 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求  
3 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧の請求

4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて一般社団法人の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

**(計算書類等の提出命令)**

**第百三十条** 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

**第五節 基金**

**第一款 基金を引き受ける者の募集**

**第百三十一条 (基金を引き受ける者の募集に関する定款の定め)**  
一般社団法人（一般社団法人の成立前にあつては、設立時社員。次条から第百三十四条まで（第百三十三条第一項第一号を除く。）及び第百三十六条第一号において同じ。）は、基金（この款の規定により一般社団法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該一般社団法人が拠出者に対してこの法律及び当該一般社団法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従ひ返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。

**(不適正意見がある場合等における公告事項)**

**第四十九条** 次の各号のいずれかに該当する場合において、会計監査人設置一般社団法人が法第百二十八条第一号又は第二項の規定による公告（同条第三項に規定する措置を含む。以下この条において同じ。）をするときは、当該各号に定める事項を当該公告において明らかにしなければならない。

一 会計監査人が存しない場合（法第七十五条第四項の一時会計監査人の職務を行うべき者が存する場合を除く。） 会計監査人が存しない旨

二 第四十一条第三項の規定により監査を受けたものとみなされた場合 その旨

三 当該公告に係る計算書類についての会計監査報告に不適正意見がある場合 その旨

四 当該公告に係る計算書類についての会計監査報告が第三十九条第一項第三号に掲げる事項を内容としているものである場合 その旨

**(金額の表示の単位)**

**第五十条** 貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨に係る事項の金額は、百万円単位又は十億円単位をもって表示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人の財産又は損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがある場合には、貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨に係る事項の金額は、適切な単位をもって表示しなければならない。

**(貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法)**

**第五十一条** 法第百二十八条第三項の規定による措置は、第九十二条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によつて行わなければならない。

（施行規則第九十三条参照）

（施行規則第九十一条参照）

- 一 基金の拠出者の権利に関する規定
- 二 基金の返還の手続

### （募集事項の決定）

第百三十二条 一般社団法人は、前条の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項（以下この款において「募集事項」という。）を定めなければならない。

- 一 募集に係る基金の総額
- 二 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及びその価額
- 三 基金の拠出に係る金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

2 設立時社員は、募集事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

### （基金の申込み）

第百三十三条 一般社団法人は、第百三十一条の募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 一般社団法人の名称
  - 二 募集事項
  - 三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
  - 四 前三号に掲げるもののほか、**法務省令**で定める事項
- 2 第百三十一条の募集に応じて基金の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を一般社団法人に交付しなければならない。
- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
  - 二 引き受けようとする基金の額

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、**電磁的記録**で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 一般社団法人は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。

5 一般社団法人が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該一般社団法人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

### （基金の割当て）

第百三十四条 一般社団法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる基金の額を定めなければならない。この場合において、一般社団法人は、当該申込者に割り当てる基金の額を、前条第二項第二号の額よりも減額することができる。

2 一般社団法人は、第百三十二条第一項第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる基金の額を通知しなければならない。

### （基金の申込み及び割当てに関する特則）

第百三十五条 前二条の規定は、基金を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

### （基金の引受け）

第百三十六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める基金の額について基金の引受人となる。

- 一 申込者 一般社団法人の割り当てた基金の額

## 第三節 基金

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第五十二条 法第百三十三条第一項第四号に規定する**法務省令**で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 基金の拠出者の権利に関する規定
- 二 基金の返還の手続
- 三 定款に定められた事項（法第百三十三条第一項第一号から第三号まで及び前二号に掲げる事項を除く。）であつて、当該一般社団法人に対して基金の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項
- 2 前項の規定にかかわらず、設立時社員（法第十条第一項に規定する設立時社員をいう。以下同じ。）が法第百三十三条第一項の規定による通知をする場合には、同項第四号に規定する**法務省令**で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名
  - 二 法第百三十三条第一項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項
  - 三 前項第一号及び第二号に掲げる事項
  - 四 定款に定められた事項（法第百三十三条第一項第一号から第三号まで及び前二号に掲げる事項を除く。）であつて、当該設立時社員に対して基金の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

（施行令第二条参照）

二 前条の契約により基金の総額を引き受けた者 その者が引き受けた基金の額

### （金銭以外の財産の抛却）

第百三十七条 一般社団法人（一般社団法人の成立前であつては、設立時社員。第六項において同じ。）は、第百三十二条第一項第二号に掲げる事項を定めるときは、募集事項の決定の後遅滞なく、同号の財産（以下「現物抛却財産」という。）の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、一般社団法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（**法務省令**で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、一般社団法人に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により提供しなければならない。

7 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、現物抛却財産について定められた第百三十二条第一項第二号の価額（第二項の検査役の調査を経ていないものを除く。）を不当と認めるときは、これを変更する決定をしなければならない。

8 基金の引受人（現物抛却財産を給付する者に限る。第十項第二号において同じ。）は、前項の決定により現物抛却財産の価額の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その基金の引受けの申込み又は第百三十五条の契約に係る意思表示を取り消すことができる。

9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

一 現物抛却財産について定められた第百三十二条第一項第二号の価額の総額が五百万円を超えない場合 当該現物抛却財産のうち、市場価格のある有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二項第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。）について定められた第百三十二条第一項第二号の価額が当該有価証券の市場価格として**法務省令**で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての現物抛却財産の価額

二 現物抛却財産について定められた第百三十二条第一項第二号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物抛却財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 当該証明を受けた現物抛却財産の価額

三 現物抛却財産が一般社団法人に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であつて、当該金銭債権について定められた第百三十二条第一項第二号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合 当該金銭債権についての現物抛却財産の価額

四 現物抛却財産が一般社団法人に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であつて、当該金銭債権について定められた第百三十二条第一項第二号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合 当該金銭債権についての現物抛却財産の価額

次に掲げる者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。

一 理事、監事又は使用人（一般社団法人の成立前であつては、設立時社員、設立時理事又は設立時監事）

二 基金の引受人

三 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

### （基金の抛却の履行）

第百三十八条 基金の引受人（現物抛却財産を給付する者を除く。）は、第百三十二条第一項第三号の期日又は同号の期間内に、一般社団法人（一般社団法人の成立前であつては、設立時社員）が定めた銀行等（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）、第百四十八条第五項において同じ。）その他これに準ずるものとして**法務省令**で定めるものをいう。第百五十七条第二項において同じ。）の払込みの取扱いの場所において、それぞれの基金の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2 基金の引受人（現物抛却財産を給付する者に限る。）は、第百三十二条第一項第三号の期日又は

（施行規則第九十四条参照）

（施行規則第九十五条参照）

### （検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）

第五十三条 法第百三十七条第九項第二号に規定する**法務省令**で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 法第百三十二条第一項第二号の価額を定めたる日（以下この条において「価額決定日」という。）における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該価額決定日に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初にされた売買取引の成立価格）

二 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下この号において同じ。）の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

### （銀行等）

第五十四条 法第百三十八条第一項に規定する**法務省令**で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第十一条第一項第四号、第八十七条第

同号の期間内に、それぞれの基金の払込金額に相当する現物拠出財産を給付しなければならない。ただし、一般社団法人の成立前に給付すべき場合において、設立時社員全員の同意があるときは、登記、登録その他の権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、一般社団法人の成立後にすることを妨げない。

3 基金の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この款において「拠出の履行」という。）をする債務と一般社団法人に対する債権とを相殺することができない。

4 基金の引受人が拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

**（基金の拠出者となる時期）**  
**第百三十九条** 基金の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、拠出の履行をした基金の拠出者となる。

1 第百三十二条第一項第三号の期日を定めた場合 当該期日  
2 第百三十二条第一項第三号の期間を定めた場合 拠出の履行をした日  
3 前項の規定にかかわらず、一般社団法人の成立前に基金を引き受け者の募集をした場合には、一般社団法人の成立の時に、拠出の履行をした基金の拠出者となる。

**（引受けの無効又は取消しの制限）**  
**第百四十条** 民法第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、基金の引受けの申込み及び割当て並びに第九十五条の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 基金の引受人は、前条の規定により基金の拠出者となった日から一年を経過した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として基金の引受けの取消しをすることができない。

**第二款 基金の返還**  
**（基金の返還）**  
**第百四十一条** 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行われなければならない。

2 一般社団法人は、ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができない。

1 基金（第百四十四条第一項の代替基金を含む。）の総額  
2 法務省令で定めるところにより資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

3 前項の規定に違反して一般社団法人が基金の返還をした場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者（業務執行理事その他当該業務執行理事の行う業務の執行に職務上関与した者を含む。次項及び第五項において同じ。）は、当該一般社団法人に対し、連帯して、違法に返還された額を弁済する責任を負う。

4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5 第三項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第二項の超過額を限度として当該責任を免除することについては総社員の同意がある場合は、この限りでない。

6 第二項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、一般社団法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を当該一般社団法人に対して返還することを請求することができる。

**（基金の返還に係る債権の取得の禁止）**  
**第百四十二条** 一般社団法人は、次に掲げる場合に限り、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができる。

1 合併又は他の法人の事業の全部の譲受けによる場合  
2 一般社団法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合  
3 無償で取得する場合

2 一般社団法人が前項第一号又は第二号に掲げる場合に同項の債権を取得したときは、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しない。この場合においては、一般社団法人は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならない。

**（基金利息の禁止）**  
**第百四十三条** 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

**（代替基金）**  
**第百四十四条** 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。  
2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会  
三 信用協同組合又は中小企業等協同組合（昭和二十四年法律第八十一号）第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会  
四 信用金庫又は信用金庫連合会  
五 労働金庫又は労働金庫連合会  
六 農林中央金庫

**\*民法**  
**（心裡留保）**  
**第九十三条** 意思表示は、表意者がある真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

2 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

**（虚偽表示）**  
**第九十四条** 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

（施行規則第二十三条参照）

3 合併により消滅する一般社団法人が代替基金を計上している場合において、合併後存続する一般社団法人又は合併により設立する一般社団法人が当該合併に際して代替基金として計上すべき額については、**法務省令**で定める。

**（破産法の適用の特例）**  
第百四十五条 一般社団法人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権及び同条第二項に規定する約定劣後破産債権に後れる。

**第六節 定款の変更**  
第百四十六条 一般社団法人は、その成立後、社員総会の決議によって、定款を変更することができる。

**第七節 事業の譲渡**  
第百四十七条 一般社団法人が事業の全部の譲渡をするには、社員総会の決議によらなければならない。

#### 第八節 解散

**（解散の事由）**  
第百四十八条 一般社団法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散の事由の発生
- 三 社員総会の決議
- 四 社員が欠けたこと
- 五 合併（合併により当該一般社団法人が消滅する場合に限る。）
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第二百六十一条第一項又は第二百六十八条の規定による解散を命ずる裁判

**（休眠一般社団法人のみなし解散）**

第百四十九条 休眠一般社団法人（一般社団法人であつて、当該一般社団法人に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、法務大臣が休眠一般社団法人に対し二箇月以内の**法務省令**で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしたときは、その二箇月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠一般社団法人に関する登記がされたときは、この限りでない。

2 登記所は、前項の規定による公告があつたときは、休眠一般社団法人に対し、その旨の通知を発しなければならない。

#### （一般社団法人の継続）

第百五十条 一般社団法人は、第百四十八条第一号から第三号までに掲げる事由によって解散した場合（前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合を含む。）には、第四章の規定による清算が終了するまで（同項の規定により解散したものとみなされた場合にあつては、解散したものとみなされた後三年以内に限る。）、社員総会の決議によって、一般社団法人を継続することができる。

**（解散した一般社団法人の合併の制限）**

第百五十一条 一般社団法人が解散した場合には、当該一般社団法人は、当該一般社団法人が合併後存続する一般社団法人となる合併をすることができない。

#### 第三章 一般財団法人

##### 第一節 設立

##### 第一款 定款の作成

**（定款の作成）**  
第百五十二条 一般財団法人を設立するには、設立者が二人以上あるときは、その全員が定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 設立者は、遺言で、次条第一項各号に掲げる事項及び第百五十四条に規定する事項を定めて一般財団法人を設立する意思を表示することができる。この場合においては、遺言執行者は、当該遺言の効力が生じた後、遅滞なく、当該遺言で定めた事項を記載した定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第十条第二項の規定は、前二項の定款について準用する。

##### （定款の記載又は記録事項）

第百五十三条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。一 目的

**（吸収合併存続一般社団法人の代替基金）**

第百五十五条 法第百四十四条第三項の規定により吸収合併存続一般社団法人（吸収合併後存続する一般社団法人をいう。以下この条において同じ。）が当該合併に際して代替基金として計上すべき額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 吸収合併の直前の吸収合併存続一般社団法人の代替基金の額
- 二 吸収合併の直前の吸収合併消滅一般社団法人（吸収合併により消滅する一般社団法人をいう。）の代替基金の額の範囲内で、吸収合併存続一般社団法人が定めた額

**（新設合併設立一般社団法人の代替基金）**

第百五十六条 法第百四十四条第三項の規定により新設合併設立一般社団法人（新設合併により設立する一般社団法人をいう。）が当該合併に際して代替基金として計上すべき額は、新設合併の直前の各新設合併消滅一般社団法人（新設合併により消滅する一般社団法人をいう。以下この条において同じ。）の代替基金の額の合計額の範囲内で、新設合併消滅一般社団法人が定めた額とする。

#### 第四節 解散

第百五十七条 法第百四十九条第一項の届出（以下この条において単に「届出」という。）は、書面で行わなければならない。

- 1 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 当該一般社団法人の名称及び主たる事務所並びに代表者の氏名及び住所
  - 二 代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所
  - 三 まだ事業を廃止していない旨
  - 四 届出の年月日
  - 五 登記所の表示
- 2 代理人によって届出をするには、第一項の書面にその権限を証する書面を添付しなければならない。
- 3

- 二 名称
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 設立者の氏名又は名称及び住所
- 五 設立に際して設立者（設立者が二人以上あるときは、各設立者）が拠出する財産及びその価額
- 六 設立時評議員（一般財団法人の設立に際して評議員となる者をいう。以下同じ。）の選任に際して設立者（一般財団法人の設立に際して理事となる者をいう。以下この節及び第三十九條第二項において同じ。）及び設立時監事（一般財団法人の設立に際して監事となる者をいう。以下この節、第二百五十四條第七号及び同項において同じ。）の選任に関する事項
- 七 設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人（会計監査人を置く一般財団法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない一般財団法人をいう。以下同じ。）であるときは、設立時会計監査人（一般財団法人の設立に際して会計監査人となる者をいう。以下この節及び第三十九條第二項第六号において同じ。）の選任に関する事項
- 八 評議員の選任及び解任の方法
- 九 公告方法
- 十 事業年度

2 前項第五号の財産の価額の合計額は、三百万円を下回ってはならない。

3 次に掲げる定款の定めは、その効力を有しない。

- 一 第一項第八号の方法として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定め
- 二 設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定め

**第二百五十四條** 前条第一項各号に掲げる事項のほか、一般財団法人の定款にはこの法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

**(定款の認証)**  
**第二百五十五條** 第二百五十二條第一項及び第二項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。

**(定款の備置き及び閲覧等)**  
**第二百五十六條** 設立者（一般財団法人の成立後にあつては、当該一般財団法人）は、定款を設立者が定めた場所（一般財団法人の成立後にあつては、その主たる事務所及び従たる事務所）に備え置かなければならない。

2 設立者（一般財団法人の成立後にあつては、その評議員及び債権者）は、設立者が定めた時間（一般財団法人の成立後にあつては、その業務時間）内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、設立者（一般財団法人の成立後にあつては、当該一般財団法人）の定めた費用を支払わなければならない。

一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて設立者（一般財団法人の成立後にあつては、当該一般財団法人）の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 定款が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として**法務省令**で定めるものをとつてい一般財団法人についての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所及び従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

## 第二款 財産の拠出

### (財産の拠出の履行)

**第二百五十七條** 設立者（第二百五十二條第二項の場合にあつては、遺言執行者。以下この条、第六百六十一條第二項、第六百六十六條から第六百六十八條まで、第二百九條第二項、第三百十九條第三項及び第七項において同じ。）は、第二百五十五條の公証人の認証の後遅滞なく、第二百五十三條第一項第五号に規定する拠出に係る金銭の全額を払い込み、又は同号に規定する拠出に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。ただし、設立者が定めたとき（設立者が二人以上あるときは、その全員の同意があるとき）は、登記、登録その他権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、一般財団法人の成立後に行ふことを妨げない。

2 前項の規定による払込みは、設立者が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

（施行規則九十一條参照）

（施行規則第九十三條参照）

ならない。

**第百五十八條** 生前の処分が財産の抛出をするときは、その性質に反しない限り、民法の贈与に関する規定を準用する。

2 遺言で財産の抛出をするときは、その性質に反しない限り、民法の遺贈に関する規定を準用する。

### 第三款 設立時評議員等の選任

**第百五十九條** 定款で設立時評議員、設立時理事又は設立時監事を定めなかったときは、第百五十七條第一項の規定による払込み又は給付（以下「財産の抛出の履行」という。）が完了した後、遅滞なく、定款で定めるところにより、これらの者を選任しなければならない。

2 設立しようとする一般財団法人が、会計監査人設置一般財団法人である場合において、定款で設立時会計監査人を定めなかったときは、会計監査人設置一般財団法人である場合において、定款で定めるところにより、設立時会計監査人を選任しなければならない。

**第百六十條** 設立時評議員及び設立時理事は、それぞれ三人以上でなければならない。

2 第百七十三條第一項において準用する第六十五條第一項の規定又は第百七十七條において準用する第六十五條第一項若しくは第六十八條第一項若しくは第三項の規定により成立後の一般財団法人の評議員、理事、監事又は会計監査人となることができず、それぞれ設立時評議員、設立時理事、設立時監事又は設立時会計監査人となることできない。

3 第六十五條の二の規定は、設立時評議員、設立時理事及び設立時監事について準用する。

### 第四款 設立時理事等による調査

**第百六十一條** 設立時理事及び設立時監事は、その選任後遅滞なく、次に掲げる事項を調査しなければならない。

一 財産の抛出の履行が完了していること。

二 前号に掲げる事項のほか、一般財団法人の設立の手續が法令又は定款に違反していないこと。

2 設立時理事及び設立時監事は、前項の規定による調査により、同項各号に掲げる事項について法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、設立者にその旨を通知しなければならない。

### 第五款 設立時代表理事の選定等

**第百六十二條** 設立時理事は、設立時理事の中から一般財団法人の設立に際して代表理事（一般財団法人を代表する理事をいう。第三百二條第二項第六号において同じ。）となる者（以下この条及び第三百二十九條第二項において「設立時代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 設立時理事は、一般財団法人の成立の時までの間、設立時代表理事を解職することができる。

3 前二項の規定による設立時代表理事の選定及び解職は、設立時理事の過半数をもって決定する。

### 第六款 一般財団法人の成立

**第百六十三條** 一般財団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

### （財産の帰属時期）

**第百六十四條** 生前の処分が財産の抛出をしたときは、当該財産は、一般財団法人の成立の時から当該一般財団法人に帰属する。

2 遺言で財産の抛出をしたときは、当該財産は、遺言が効力を生じた時から一般財団法人に帰属したものとみなす。

### （財産の抛出の取消しの制限）

**第百六十五條** 設立者（第百五十二條第二項の場合にあっては、その相続人）は、一般財団法人の成立後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として財産の抛出の取消しをすることができない。

### 第七款 設立者等の責任

**第百六十六條** 設立者、設立時理事又は設立時監事は、一般財団法人の設立についてその任務を怠つたときは、当該一般財団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 設立者、設立時理事又は設立時監事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該設立者、設立時理事又は設立時監事は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

### （設立者等の連帯責任）

**第百六十七條** 設立者、設立時理事又は設立時監事が一般財団法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の設立者、設立時理事又は設立時監事も当該損害を賠償する責任を負う。

### \*民法

#### （贈与）

**第百四十九條** 贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

#### （書面によらない贈与の解除）

**第百五十條** 書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

#### （贈与者の引渡義務等）

**第百五十一條** 贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

2 負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。

#### （定期贈与）

**第百五十二條** 定期の給付を目的とする贈与は、贈与者又は受贈者の死亡によって、その効力を失う。

#### （負担付贈与）

**第百五十三條** 負担付贈与については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定を準用する。

#### （死因贈与）

**第百五十四條** 贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

**(責任の免除)**

**第六十八條** 第六十六條第一項の規定により設立者、設立時理事又は設立時監事の負う責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

**(一般財団法人不成立の場合の責任)**

**第六十九條** 一般財団法人が成立しなかったときは、第五十二條第一項の設立者は、連帯して、一般財団法人の設立に関してした行為についてその責任を負い、一般財団法人の設立に関して支出した費用を負担する。

**第二節 機関**

**第一款 機関の設置**

**(機関の設置)**

**第七十條** 一般財団法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

**(会計監査人の設置義務)**

**第七十一條** 大規模一般財団法人は、会計監査人を置かなければならない。

**(一般財団法人と評議員等との関係)**

**七十二條** 一般財団法人と評議員、理事、監事及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

2 理事は、一般財団法人の財産のうち一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものと  
して定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければなら  
ず、かつ、これについて一般財団法人の目的である事業を行うことを妨げることとなる処分をして  
はならない。

**(評議員の資格等)**

**七十三條** 第六十五條第一項及び第六十五條の二の規定は、評議員について準用する。

2 評議員は、一般財団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

**(評議員の任期)**

**七十四條** 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時  
評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後六年以内に終了する事  
業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の  
任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

**(評議員に欠員を生じた場合の措置)**

**七十五條** この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任によ  
り退任した評議員は、新たに選任された評議員(次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。)  
が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があるときは、利害関係人の申立てによ  
り、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時評議員の職務を行うべき者を選任した場合には、一般財団法人がその者に  
対して支払う報酬の額を定めることができる。

**(理事、監事又は会計監査人の解任)**

**七十六條** 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事  
又は監事を解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 会計監査人が第七十一條第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、そ  
の会計監査人を解任することができる。

**(一般財団法人に関する規定の準用)**

**七十七條** 前章第三節第三款(第六十四條、第六十七條第三項及び第七十條を除く。)の規定は  
、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人の選任及び解任について準用する。この場合において  
、これらの規定(第六十六條ただし書を除く。)中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第六  
十六條ただし書中「定款又は社員総会の決議によって」とあるのは「定款によって」と、第六  
十八條第三項第一号中「第二百二十三條第二項」とあるのは「第九十九條において準用する第百二十三  
條第二項」と、第七十四條第三項中「第三十八條第一項第一号」とあるのは「第八十一條第一項

**第三章 一般財団法人**

**第一節 機関**

**第二款 役員等**

**(補欠の役員に関する規定の準用)**

**第六十一條** 第十二條の規定は、法第七十七條において準用する法第六十三條第二項の規定により  
法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、第十二條第三項中「社員総会」  
とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

第一号」と読み替えるものとする。

### 第三款 評議員及び評議員会

#### (評議員会の権限等)

第百七十八条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定められた事項に限り、決議をすることができる。

3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

#### (評議員会の招集)

第百七十九条 定時評議員会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

3 評議員会は、次条第二項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

#### (評議員による招集の請求)

第百八十条 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があった日から六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合）にあっては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

#### (評議員会の招集の決定)

第百八十一条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 評議員会の日時及び場所

二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、**法務省令**で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

#### (評議員会の招集の通知)

第百八十二条 評議員会を招集するには、理事（第百八十条第二項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員に対して、書面での通知を発しなければならない。

2 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、**電磁的**方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

#### (招集手続の省略)

第百八十三条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (評議員提案権)

第百八十四条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とするを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までにしなければならない。

第百八十五条 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加入することができる評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

第百八十六条 評議員は、理事に対し、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の要領を第百八十二条第一項又は第二項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加入することができる評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適

### 第三章 一般財団法人

#### 第一節 機関

##### 第一款 評議員会

#### (招集の決定事項)

第五十八条 法第百八十一条第一項第三号に規定する**法務省令**で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）とする。

（施行令第一条参照）

用しない。

**(評議員会の招集手続等に関する検査役選任)**

**第百八十七条** 一般財団法人又は評議員は、評議員会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該評議員会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 前項の規定による検査役の選任の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、一般財団法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(法務省令で定めるものに限る。)を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、一般財団法人(検査役の選任の申立てをした者が当該一般財団法人でない場合にあつては、当該一般財団法人及びその者)に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

**(裁判所による評議員会招集等の決定)**

**第百八十八条** 裁判所は、前条第四項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一 一定の期間内に評議員会を招集すること。

二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

3 裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、理事は、前条第四項の報告の内容を同号の評議員会において開示しなければならない。

**(評議員会の決議)**

**第百八十九条** 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 第百七十六条第一項の評議員会(監事を解任する場合に限る。)

二 第百九十八条において準用する第百十三条第一項の評議員会

三 第百九十九条の評議員会

四 第百九十一条の評議員会

五 第百四十四条の評議員会

六 第百四十七条、第百五十一条及び第百五十七條の評議員会

3 前二項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

4 評議員会は、第百八十一条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第百九十一条第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第百九十七条において準用する第百九条第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

**(理事等の説明義務)**

**第百九十条** 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に關しないものである場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

**(評議員会に提出された資料等の調査)**

**第百九十一条** 評議員会においては、その決議によって、理事、監事及び会計監査人が当該評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

2 第百八十条の規定により招集された評議員会においては、その決議によって、一般財団法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

**(延期又は続行の決議)**

**第百九十二条** 評議員会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第百八十一条及び第百八十二条の規定は、適用しない。

〈施行規則第九十四条参照〉

〈施行規則第九十五条参照〉

**(理事等の説明義務)**

**第五十九条** 法第百九十条に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を一般財団法人に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより一般財団法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合

三 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めめる場合

四 前三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

**（議事録）**  
**第九十三條**

評議員会の議事については、**法務省令**で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。  
2 一般財団法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 一般財団法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として、**法務省令**で定めるものをとつていときは、この限りでない。  
4 評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。  
一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求  
二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

**（評議員会の決議の省略）**

**第九十四條** 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

2 一般財団法人は、前項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。  
3 評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。  
一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求  
二 前項の電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧又は謄

**（評議員会の議事録）**  
**第六十條**

法第九十三條第一項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。  
3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならず。  
一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）  
二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果  
三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名  
四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要  
イ 法第九十七條において準用する法第七十四條第一項（法第九十七條において準用する法第七十四條第四項において準用する場合を含む。）  
ロ 法第九十七條において準用する法第七十四條第二項（法第九十七條において準用する法第七十四條第四項において準用する場合を含む。）  
ハ 法第九十七條において準用する法第九十九條第三項  
ニ 法第九十七條において準用する法第九十九條第一項  
ホ 法第九十七條において準用する法第九十九條第二項  
ヘ 法第九十七條において準用する法第九十九條第二項  
五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称  
六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名  
七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。  
一 法第九十四條第一項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項  
イ 評議員会の決議があつたものとみなされた事項の内容  
ロ イの事項の提案をした者の氏名  
ハ 評議員会の決議があつたものとみなされた日  
ニ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  
二 法第九十五條の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項  
イ 評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容  
ロ 評議員会への報告があつたものとみなされた日  
ハ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（施行規則第九十三條参照）

（施行規則第九十一條参照）

（施行規則第九十一條参照）

4 写の請求

第一項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第九十五條 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員の報酬等)

第九十六條 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。

第四款 理事、監事及び会計監査人

第九十七條 前章第三節第四款(第七十六條、第七十七條第一項から第三項まで、第八十一條及び第八十八條第二項を除く。)、第五款(第九十二條第二項を除く。)、第六款(第一百四條第二項を除く。)、及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人について準用する。この場合において、これらの規定(第八十三條及び第八十四條第一項を除く。)、中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第八十三條中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、第八十四條第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、第八十五條中「社員(監事設置一般社団法人にあつては、監事)」とあるのは「監事」と、第八十六條第一項中「総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する社員」とあり、並びに同条第七項、第八十七條第一項第二号及び第八十八條第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、第九十條第四項第六号中「第一百四條第一項」とあるのは「第九十八條において準用する第一百四條第一項」と、第九十一條第一項とあるのは「第九十八條において準用する第一百四條第一項」と、第九十七條第二項中「社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て」とあるのは「評議員は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも」と、同条第四項中「前二項の請求」とあるのは「前項の請求」と、前二項の許可」とあるのは「同項の許可」と、第一百四條第一項中「第七十七條第四項及び第八十一條」とあるのは「第七十七條第四項」と、第一百四條第一項中「第九十二條第二項」とあるのは「第九十九條において準用する第九十二條第二項」と、第九十七條第二項第一号とあるのは「第九十八條において準用する第九十七條第二項第一号」と、同条第五項第一号中「第六十八條第三項第一号」とあるのは「第九十七條において準用する第六十八條第三項第一号」と読み替へるものとする。

第五款 役員等の損害賠償責任

第九十八條 前章第三節第八款(第九十七條第二項第一号を除く。)、の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第九十一條第一項中「理事、監事又は会計監査人(以下この節及び第三百一號第二項第十一号において「役員等」という。)」とあるのは「理事、監事若しくは会計監査人(以下この節及び第三百一號第二項第九号において「役員等」という。)」又は「役員」と、同条第二項中「第八十四條第一項」とあるのは「第九十七條において準用する第八十四條第一項」と、同条第三項中「第八十四條第一項第二号」とあるのは「第九十七條において準用する第八十四條第一項第二号」と、同項第一号中「第八十四條第一項」とあるのは「第九十七條第九十七條第七号において準用する第八十四條第一項」と、第九十二條中「総社員」とあるのは「総評議員」と、第九十四條第二項中「この節及び第九十二條中「総社員」とあるのは「総評議員」とあるのは「この節に関する議案」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員(前項の責任を負う役員等であるものを除く。)」の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する社員が同項」とあるのは「総評議員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の評議員が前項」と、第九十五條第一項中「第三百一號第二項第二号」とあるのは「第三百二號第二項第十号」と、第九十六條第一項中「第八十四條第一項第二号」とあるのは「第九十七條において準用する第八十四條第一項第二号」と、第九十七條第一項及び第九十八條中「役員等」とあるのは「役員等又は評議員」と、第九十七條第二項第一号中「第九十八條第三項」とあるのは「第九十九條において準用する第九十八條第三項」と読み替へるものとする。

第六款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約

第九十八條 前章第三節第九款の規定は、一般財団法人について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会)」とあるのは「理事会」と、第九十八條の二第一項中「役員等」とあるのは「理事、監事又は会計監査人(以下この

(理事会等に関する規定の準用)

第六十二條 第十四條から第八十八條までの規定は、法第九十七條において準用する法第九十條第四項第五号、第九十五條第三項、第九十九條第一項、第一百零二條及び第一百零七條第一項の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、第十五條第三項第二号イ中「法第九十三條第二項」とあるのは「法第九十七條において準用する法第九十三條第二項」と、同号ロ中「法第九十三條第三項」とあるのは「法第九十七條において準用する法第九十三條第三項」と、同号ハ中「法第九十三條第三項」とあるのは「法第九十七條において準用する法第九十三條第三項」と、同号ニ中「法第九十三條第三項」とあるのは「法第九十七條において準用する法第九十三條第三項」と、同項第五号イ中「法第九十二條第二項」とあるのは「法第九十七條において準用する法第九十二條第二項」と、同号ロ中「法第九十二條」とあるのは「法第九十七條において準用する法第九十二條」と、同号ハ中「法第九十二條第一項」とあるのは「法第九十七條において準用する法第九十二條第一項」と、同項第六号中「法第九十五條第三項」とあるのは「法第九十七條において準用する法第九十五條第三項」と、同項第七号中「法第九十五條第三項」とあるのは「法第九十七條において準用する法第九十五條第三項」と、同項第八号中「法第九十六條」とあるのは「法第九十七條において準用する法第九十六條」と、同項第九号中「法第九十六條」とあるのは「法第九十七條において準用する法第九十六條」と、同項第十号中「法第九十八條第一項」とあるのは「法第九十七條において準用する法第九十八條第一項」と、第十六條第二項及び第四項並びに第十八條第二項中「一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、読み替へるものとする。

(役員等の損害賠償責任に関する規定の準用)

第六十三條 第九十九條及び第一百零二條の規定は、法第九十八條において準用する法第九十三條第一項第二号及び第四項(法第九十八條において準用する法第九十四條第五項及び第一百五條第五項において準用する場合を含む。)、の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定(第九十九條第一号ロを除く。)、中「一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、第九十九條第一号イ中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同号ロ中「法第九十四條第一項」とあるのは「法第九十八條において準用する法第九十四條第一項」と、「同意(理事会設置一般社団法人(法第九十六條第一項)に規定する理事会設置一般社団法人をいう。)」にあつては、理事会の決議。ロにおいて同じ。とあるのは「理事会の決議」と、「当該同意のあつた日」とあるのは「当該決議のあつた日」と、同号ハ中「法第九十五條第一項」とあるのは「法第九十八條において準用する法第九十五條第一項」と読み替へるものとする。

(役員等のために締結される保険契約に関する規定の準用)

第六十三條 第二十條の二の規定は、法第九十八條の二において準用する法第九十八條の三第一項の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、「一般社団法人」とあるのは、「一般財団法人」と読み替へるものとする。

款において「役員等」という。）に」と、同条第二項第二号中「第百十一條第一項」とあるのは「第百九十八條において準用する第百十一條第一項」と、同条第四項中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「一般社団法人」と、同条第五項中「第八十四條第一項、第九十二條第二項、第百十一條第三項」とあり、及び第百九十八條の第三項中「第八十四條第一項、第九十二條第二項及び第百十一條第三項」とあるのは「第百九十七條において準用する第八十四條第一項及び第九十二條第二項並びに第百九十八條において準用する第百十一條第三項」と読み替えるものとする。

### 第三節 計算

**第百九十九條** 前章第四節（第百二十一條第一項後段及び第百二十二條並びに第百二十六條第一項第一号、第二号及び第四号を除く。）の規定は、一般財団法人の計算について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第百二十一條第一項中「総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合）とあるのは「評議員」と、第百二十五條中「社員」とあるのは「評議員」と、第百二十九條第一項及び第二項中「第五十八條第一項」とあるのは「第百九十四條第一項」と、同条第三項ただし書中「第二号」とあるのは「債権者が第二号」と読み替えるものとする。

### 第四節 定款の変更

**第二百條** 一般財団法人は、その成立後、評議員会の決議によって、定款を変更することができる。ただし、第百五十三條第一項第一号及び第八号に掲げる事項に係る定款の定めについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、設立者が同項ただし書に規定する定款の定めを評議員会の決議によって変更することができる旨を第百五十二條第一項又は第二項の定款で定めるときは、評議員会の決議によって、前項ただし書に規定する定款の定めを変更することができる。このときは、評議員会は、その設立の当時予見することのできなかつた特別の事情により、第一項ただし書に規定する定款の定めを変更しなければその運営の継続が不可能又は著しく困難となるに至ったときは、裁判所の許可を得て、評議員会の決議によって、同項ただし書に規定する定款の定めを変更することができる。

### 第五節 事業の譲渡

**第二百一一條** 一般財団法人が事業の全部の譲渡をするには、評議員会の決議によらなければならない。

### 第六節 解散

#### （解散の事由）

**第二百二條** 一般財団法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 1 定款で定めた存続期間の満了
  - 2 定款で定めた解散の事由の発生
  - 3 基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能
  - 4 合併（合併により当該一般財団法人が消滅する場合に限る。）
  - 5 破産手続開始の決定
  - 6 第二百六十一條第一項又は第二百六十八條の規定による解散を命ずる裁判
- 2 一般財団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも三百万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。
- 3 新設合併により設立する一般財団法人は、前項に規定する場合のほか、第百九十九條において準用する第百二十三條第一項の貸借対照表及びその成立の日の属する事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも三百万円未満となった場合においても、当該事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。

#### （休眠一般財団法人のみなし解散）

**第二百三條** 休眠一般財団法人（一般財団法人であつて、当該一般財団法人に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、法務大臣が休眠一般財団法人に対し二箇月以内「法務省令」で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二箇月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠一般財団法人に関する登記がされたときは、この限りでない。

#### （一般財団法人の継続）

- 1 登記所は、前項の規定による公告があつたときは、休眠一般財団法人に対し、その旨の通知を発しなければならない。
- 2 登記所は、前項の規定による公告があつたときは、休眠一般財団法人に対し、その旨の通知を発しなければならない。

### 第二節 計算

**第六十四條** 前章第二節（第三十一條を除く。）の規定は、法第百九十九條において準用する法第百二十條第一項、第百二十三條第一項及び第二項、第百二十四條第一項及び第二項、第百二十五條、第百二十七條並びに第百二十八條第一項及び第三項の規定により「法務省令」で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定（第三十六條第一項、第四十條、第四十三條第一項及び第四十九條を除く。）中「一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、第百二十六條第二号中「法第百二十三條第二項」とあるのは「法第百九十九條において準用する法第百二十三條第二項」と、第三十四條第二項第二号中「法第七十六條第三号及び第九十條第四項第五号」とあるのは「法第百九十七條において準用する法第九十條第四項第五号」と、「決定又は決議」とあるのは「決議」と、第三十六條第一項中「会計監査人設置一般社団法人（法第百五十三條第一項第一号に規定する会計監査人設置一般財団法人）」とあるのは「会計監査人設置一般財団法人（法第百五十三條第一項第七号に規定する会計監査人設置一般財団法人）」と、同項第二号中「当該一般社団法人」とあるのは「当該一般財団法人」と、第四十條、第四十三條第一項及び第四十九條中「会計監査人設置一般社団法人」とあるのは「会計監査人設置一般財団法人」と、第四十七條第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第二項中「招集通知」とあるのは「招集通知（法第百八十二條第一項又は第二項の規定による通知をいう。次項において同じ。）」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、第四十九條第一号中「法第七十五條第四項」とあるのは「法第百七十七條において準用する法第七十五條第四項」と読み替えるものとする。

### 第三節 解散

**第六十五條** 法第百二十三條第一項の届出（以下この条において単に「届出」という。）は、書面で行わなければならない。

- 1 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 1 当該一般財団法人の名称及び主たる事務所並びに代表者の氏名及び住所
  - 2 代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所
  - 3 また事業を廃止していない旨
  - 4 届出の年月日

**第二百四條** 一般財団法人は、次に掲げる場合には、次章の規定による清算が終了するまで（第二号に掲げる場合にあつては、解散したものとみなされた後三年以内に限る。）評議員会の決議によつて、一般財団法人を継続することができる。

一 第二二條第二項又は第三項の規定による解散後、清算事務年度（第二二七條第一項に規定する清算事務年度をいう。）に係る貸借対照表上の純資産額が三百万円以上となつた場合

二 前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合

**（解散した一般財団法人の合併の制限）**

**第二百五條** 一般財団法人が解散した場合には、当該一般財団法人は、当該一般財団法人が合併後存続する一般財団法人となる合併をすることができない。

**第四章 清算**

**第一節 清算の開始**

**（清算の開始原因）**

**第二百六條** 一般社団法人又は一般財団法人は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合（第四十八條第五号又は第二二二條第一項第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

三 設立の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

**（清算法人の能力）**

**第二百七條** 前条の規定により清算をする一般社団法人又は一般財団法人（以下「清算法人」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

**第二節 清算法人の機関**

**第一款 清算法人における機関の設置**

**第二百八條** 清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

2 清算法人は、定款の定めによつて、清算人会又は監事を置くことができる。

3 第二百六條各号に掲げる場合に該当することとなつた時において大規模一般社団法人又は大規模一般財団法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

4 第二章第三節第二款及び前章第二節第一款（評議員及び評議員会に係る部分を除く。）の規定は、清算法人については、適用しない。

**第二款 清算人の就任及び解任並びに監事の退任等**

**（清算人の就任）**

**第二百九條** 次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。

一 理事（次号又は第三号に掲げる者があつた場合を除く。）

二 定款で定める者

三 社員総会又は評議員会の決議によつて選任された者

2 前項の規定により清算人となる者があつたときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

3 前二項の規定にかかわらず、第四十八條第七号又は第二二二條第一項第六号に掲げる事由によつて解散した清算法人については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第二百六條第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた清算法人については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

5 第六十四條、第六十五條第一項及び第六十五條の二の規定は清算人について、第六十五條第三項の規定は清算人会設置法人（清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「理事は」とあるのは、「清算人は」と読み替へるものとする。

**（清算人の解任）**

**第二百十條** 清算一般社団法人（一般社団法人である清算法人をいう。以下同じ。）の清算人（前条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）は、いつでも、社員総会の決議によつて解任することができる。

2 清算一般財団法人（一般財団法人である清算法人をいう。以下同じ。）の清算人（前条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、その清算人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

3 五 登記所の表示  
代理人によつて届出をするには、第一項の書面にその権限を証する書面を添付しなければならない

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。  
三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる。

4 第七十五条第一項から第三項までの規定は、清算人について準用する。

#### (監事の退任等)

第二百一十一条 清算法人の監事は、当該清算法人が監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に退任する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める清算法人については、適用しない。

- 一 第六十七条(第百七十七条において準用する場合を含む。)
- 二 第六十七条(第百七十七条において準用する場合を含む。)
- 三 第六十七条(第百七十七条において準用する場合を含む。)

#### (清算人の職務)

第二百一十二条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

#### (業務の執行)

第二百一十三条 清算人は、清算法人(清算人会設置法人を除く。次項において同じ。)の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。

3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができない。

- 一 従たる事務所の設置、移転及び廃止
- 二 第三十八条第一項各号に掲げる事項
- 三 第八十一条第一項各号に掲げる事項

四 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

4 第八十一条から第八十五条まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、清算人(同条の規定については、第二百九条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。)について準用する。この場合において、第八十一条中「第七十七条第四項」とあるのは、「第二百一十四条第七項において準用する第七十七条第四項」と、同条、第八十四条第一項及び第八十九条中「社員総会」とあるのは、「社員総会又は評議員会」と、第八十二条中「代表理事」とあるのは、「代表清算人(第二百一十四条第一項に規定する代表清算人をいう。)」と、第八十三条中「並びに社員総会の決議」とあるのは、「(清算一般社団法人にあつては、法令及び定款並びに社員総会の決議)」と、第八十五条及び第八十八条第一項中「社員」とあるのは、「社員又は評議員」と、第八十五条及び第八十八条第二項中「監事設置一般社団法人」とあるのは、「監事設置清算法人(第二百一十四条第六項に規定する監事設置清算法人をいう。)」と読み替えるものとする。

#### (清算法人の代表)

第二百一十四条 清算人は、清算法人を代表する。ただし、他に代表清算人(清算法人を代表する清算人をいう。以下同じ。)その他清算法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算法人を代表する。

3 清算法人(清算人会設置法人を除く。)は、定款、定款の定めに基づき清算人(第二百九条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。以下この項において同じ。)の互選又は社員総会若しくは評議員会の決議によつて、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4 第二百九条第一項第一号の規定により理事が清算人となる場合において、代表理事(一般社団法人等)を代表する理事をいう。以下この項、第二百六十一条第一項第三号、第二百八十九条第二号、第二百九十三条第一号、第三百五条、第三百十五号第一項第二号及び第三百二十条第一項において同じ。を定めていたときは、当該代表理事が代表清算人となる。

5 裁判所は、第二百九条第二項から第四項までの規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定める第八十一条の規定、次項において準用する第七十七条第四項の規定及び第二百二十条第八項の規定にかかわらず、監事設置清算法人(監事を置く清算法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならない清算法人をいう。以下同じ。)が清算人(清算人であ

#### 第四章 清算

(清算人会設置法人以外の清算法人の業務の適正を確保するための体制)  
第六十六条 法第二百一十三条第三項第四号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

四 清算人が二人以上ある清算法人(法第二百一十三条に規定する清算法人をいう。以下同じ。)である場合には、前項に規定する体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする。

3 監事設置清算法人(法第二百一十四条第六項に規定する監事設置清算法人をいう。以下この章において同じ。)以外の清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、清算人が社員又は評議員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。

4 監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

一 監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

二 前号の使用人の清算人からの独立性に関する事項

三 監事の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

四 清算人及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

つた者を含む。以下この項において同じ。）に対し、又は清算人が監事設置清算法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置清算法人を代表する。

7 第七十七条第四項及び第五項並びに第七十九条の規定は代表清算人について、第八十条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

#### (清算法人についての破産手続の開始)

**第二百五十五条** 清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

2 清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合においては、清算法人が既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものであるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

#### (裁判所の選任する清算人の報酬)

**第二十六条** 裁判所は、第二十九条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

#### (清算人の清算法人に対する損害賠償責任)

**第二十七条** 清算人は、その任務を怠ったときは、清算法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が第二十三条第四項において準用する第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第二十三条第四項において準用する第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によって清算法人に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠ったものと推定する。

一 第二十三条第四項において準用する第八十四条第一項の清算人

二 清算法人が当該取引をすることを決定した清算人

4 第二百二十二条及び第二百六条第一項の規定は、清算人の第一項の責任について準用する。この場合において、第二百二十二条中「総社員」とあるのは、「総社員又は総評議員」と、第二百六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは、「第二十三条第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

#### (清算人の第三者に対する損害賠償責任)

**第二十八条** 清算人がその職務を行うに於て悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 第二百二十五条第一項に規定する財産目録等並びに第二百二十七条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

二 虚偽の登記

三 虚偽の公告

四 基金を引き受け受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該清算一般社団法人の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

#### (清算人等の連帯責任)

**第二十九条** 清算人、監事又は評議員が清算法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2 前項の場合には、第一百八条（第九十八条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

#### 第四款 清算人会

##### (清算会の権限等)

**第二十条** 清算人会は、すべての清算人で組織する。

2 清算人会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 清算人会設置法人の業務執行の決定
- 二 清算人の職務の執行の監督

- 3 代表清算人の選定及び解職  
清算人は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。
  - 4 清算人は、その選定した代表清算人及び第二百四十四条第四項の規定により代表清算人となつた者を解職することができる。
  - 5 第二百四十四条第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めるときは、清算人は、代表清算人を選定し、又は解職することができない。
  - 6 清算人は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができない。
    - 一 重要な財産の処分及び譲受け
    - 二 多額の借財
    - 三 重要な使用人の選任及び解任
    - 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
    - 五 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして**法務省令**で定める体制の整備
  - 7 次に掲げる清算人は、清算人設置法人の業務を執行する。
    - 一 代表清算人
    - 二 代表清算人以外の清算人であつて、清算人の決議によつて清算人設置法人の業務を執行する清算人として選定されたもの
  - 8 第二百三十三条第四項において読み替えて準用する第八十一条に規定する場合には、清算人は、同条の規定による社員総会又は評議員会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて清算人設置法人を代表する者を定めることができる。
  - 9 第七項各号に掲げる清算人は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を清算人に報告しなければならぬ。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超えの間隔で二回以上その報告をしなければならぬ旨を定めた場合は、この限りでない。
  - 10 第九十二条の規定は、清算人設置法人について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十四条」とあるのは、「第二百三十三条第四項において読み替えて準用する第八十四条」と、「社員総会」とあるのは、「社員総会又は評議員会」と、「理事会」とあるのは、「清算人」と、「同条第二項中「第八十四条第一項各号」とあるのは、「第二百三十三条第四項において準用する第八十四条第一項各号」と、「理事は」とあるのは、「清算人は」と、「理事会に」とあるのは、「清算人」と読み替へるものとする。
- (清算人の運営)**
- 第二百三十一条** 清算人は、各清算人が招集する。ただし、清算人を招集する清算人を定款又は清算人会で定めるときは、その清算人が招集する。
- 2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた清算人（以下この項及び次条第二項において「招集権者」という。）以外の清算人は、招集権者に対し、清算人の目的である事項を示して、清算人の招集を請求することができる。
  - 3 前項の規定による請求があつた日から五日以内、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算人の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができる。
  - 4 第九十四条の規定は、清算人設置法人における清算人の招集について準用する。この場合において、同条第一項中「各理事及び各監事」とあるのは「各清算人（監事設置清算法人（第二百四十四条第六項に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。）にあつては、各清算人及び各監事）」と、同条第二項中「理事及び監事」とあるのは「清算人（監事設置清算法人にあつては、清算人及び監事）」と読み替へるものとする。
  - 5 第九十五条及び第九十六条の規定は、清算人設置法人における清算人の決議について準用する。この場合において、第九十五条第一項中「理事」とあるのは「清算人」と、同条第二項中「理事」とあるのは「代表清算人」と、同条第三項中「理事」とあるのは「清算人」と、「代表理事」とあるのは「代表清算人」と、同条第五項中「理事であつて」とあるのは「清算人であつて」と、第九十六条中「理事が」とあるのは「清算人が」と、「理事」とあるのは「清算人」と読み替へるものとする。
  - 6 第九十八条の規定は、清算人設置法人における清算人会への報告について準用する。この場合において、同条第一項中「理事、監事又は会計監査人」とあるのは「清算人又は監事」と、「理事及び監事」とあるのは「清算人（監事設置清算法人（第二百四十四条第六項に規定する監事設置清算法人をいう。）にあつては、清算人及び監事）」と、同条第二項中「第九十一条第二項」とあるのは

- (清算人設置法人の業務の適正を確保するための体制)**
- 第六十七条** 法第二百三十六条第五号に規定する**法務省令**で定める体制は、次に掲げる体制とする。
- 1 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 3 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 4 清算人設置法人（法第二百九条第五項に規定する清算人設置法人をいう。次項において同じ。）が、監事設置清算法人以外のものである場合には、前項に規定する体制には、清算人が社員又は評議員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。
  - 5 清算人設置法人が、監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。
    - 一 監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
    - 二 前号の使用人の清算人からの独立性に関する事項
    - 三 監事の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
    - 四 清算人及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
    - 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
    - 六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
    - 七 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (清算人の議事録)**
- 第六十八条** 法第二百三十一条第五項において準用する法第九十五条第三項の規定による清算人の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
- 2 清算人の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
  - 3 清算人の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。
    - 一 清算人が開催された日時及び場所（当該場所に存しない清算人、監事、社員又は評議員が清算人会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
    - 二 清算人が次に掲げるいづれかのものに該当するときは、その旨
      - イ 法第二百三十一条第三項の規定により清算人が招集したものを
      - ロ 法第二百三十一条第三項の規定により清算人の請求を受けて招集されたものを
      - ハ 法第二百三十一条第一項の規定による社員又は評議員の請求を受けて招集されたものを

は「第二百二十条第九項」と読み替えるものとする。

**(社員又は評議員による招集の請求)**

**第二百二十二条** 清算人会設置法人(監事設置清算法人を除く。)の社員又は評議員は、清算人が清算人会設置法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をおそれがあるとき、清算人会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、清算人(前条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者)に対し、清算人会の目的である事項を示し行わなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

4 第一項の規定による請求を行った社員又は評議員は、当該請求に基づき招集され、又は前項において準用する前条第三項の規定により招集した清算人會に出席し、意見を述べることができる。

**(議事録等)**

**第二百二十三条** 清算人会設置法人は、清算人會の日(第二百二十一条第五項において準用する第九十六条の規定により清算人會の決議があつたものとみなされた日を含む。)から十年間、同項において準用する第九十五条第三項の議事録又は第二百二十二条第五項において準用する第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 社員又は評議員は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員については、その権利を行使するため必要があるときに限る。

一 前項の議事録等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 監事設置清算法人である清算一般社団法人における前項の規定の適用については、同項中「清算法人の業務時間内は、いつでも」とあるのは、「裁判所の許可を得て」とする。

4 債権者は、清算人又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録等について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

5 裁判所は、第三項の規定により読み替えて適用する第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該清算人会設置法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項の規定により読み替えて適用する第二項の許可又は前項の許可をすることができる。

**第五款 理事等に関する規定の適用**

**第二百二十四条** 清算法人については、第六十五条第二項、第七十二条及び第七十四条第三項(これらの規定を第七十七条において準用する場合を含む。)並びに第八十七条及び第二章第三節第六款(第四款第一項を除き、これらの規定を第九十七条において準用する場合を含む。)の規定

中理事、理事会又は理事会設置一般社団法人に関する規定は、それぞれ清算人、清算人會又は清算人会設置法人に関する規定として清算人、清算人會又は清算人会設置法人に適用があるものとする。

2 清算一般社団法人については、第二章第三節第一款及び第七百三十七条第十項の規定中理事、理事会又は理事会設置一般社団法人に関する規定は、それぞれ清算人、清算人會又は清算人会を置く清算一般社団法人に関する規定として清算人、清算人會又は清算人会を置く清算一般社団法人に適用があるものとする。

3 清算一般財団法人については、第五百五十三条第三項第一号、第七百七十三条第二項及び前章第二節第三款の規定中理事又は理事会に関する規定は、それぞれ清算人又は清算人會に関する規定として清算人又は清算人會に適用があるものとする。この場合において、第八十一条第一項中「理事会

二 法第二百二十二条第三項において準用する法第二百二十一条第三項の規定により社員又は評議員が招集したもの

ホ 法第二百一条第二項(法第九十七条において準用する場合を含む。)の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ヘ 法第二百一条第三項(法第九十七条において準用する場合を含む。)の規定により監事が招集したものの

三 清算会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する清算人があるときは、その氏名

五 次に掲げる規定により清算人會において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第二百一条(法第九十七条において準用する場合を含む。)

ロ 法第二百一条第一項(法第九十七条において準用する場合を含む。)

ハ 法第二百一条第十項において準用する法第九十二条第二項

ニ 法第二百二十二条第四項

六 法第二百二十一条第五項において準用する法第九十五条第三項の定款の定めがあるときは、代表清算人(法第二百二十四条第一項に規定する代表清算人をいう。)以外の清算人であつて、清算人會に出席したもの

七 清算人會に出席した社員又は評議員の氏名又は名称

八 清算人會の議長が存するときは、議長の氏名

九 次の各号に掲げる場合には、清算人會の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第二百二十一条第五項において準用する法第九十六条の規定により清算人會の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 清算人會の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした清算人の氏名

ハ 清算人會の決議があつたものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行った清算人の氏名

三 法第二百二十一条第六項において準用する法第九十八条第一項の規定により清算人會への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

イ 清算人會への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 清算人會への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った清算人の氏名

(施行規則第九十一条参照)

の決議によつて」とあるのは「清算人は」と、「定めなければならない」とあるのは「定めなければならない。ただし、清算人を置く清算一般財団法人（第二十条第二項に規定する清算一般財団法人をいう。）においては、当該事項の決定は、清算人会の決議によらなければならない」とする。

### 第三節 財産目録等

#### (財産目録等の作成等)

**第二百二十五条** 清算人（清算人会設置法人にあっては、第二百二十条各号に掲げる清算人）は、その就任遅滞なく、清算法人の財産の現況を調査し、**法務省令**で定めるところにより、第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表（以下この条及び次条において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

2 清算人会設置法人においては、財産目録等は、清算人会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、財産目録等（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの）を社員総会又は評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 清算法人は、財産目録等を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

#### (財産目録等の提出命令)

**第二百二十六条** 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

#### (貸借対照表等の作成及び保存)

**第二百二十七条** 清算法人は、**法務省令**で定めるところにより、各清算事務年度（第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日に応ずる日（応ずる日がない場合には、その前日）から始まる各一年の期間をいう。）に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 清算法人は、第一項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。

#### (貸借対照表等の監査等)

**第二百二十八条** 監事設置清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、**法務省令**で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 清算人会設置法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の監査を受けたもの）は、清算人会の承認を受けなければならない。

#### (財産目録)

**第六十九条** 法第二百二十五条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

#### (清算開始時の貸借対照表)

**第七十条** 法第二百二十五条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第三号に掲げる部については、純資産を示す適当な名称を付すことができる。

一 資産

二 負債

三 正味資産

4 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適当な名称を付さなければならない。

5 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

**第七十一条** 法第二百二十七条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、各清算事務年度（同項に規定する各清算事務年度をいう。第七十三条第二項において同じ。）に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。

3 法第二百二十七条第一項の規定により作成すべき貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

**第七十二条** 法第二百二十七条第一項の規定により作成すべき事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

2 法第二百二十七条第一項の規定により作成すべき事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

**第七十三条** 法第二百二十八条第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2 清算法人の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算法人の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該清算法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

四 清算人の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

### 第百二十九条 (貸借対照表等の備置き及び閲覧等)

次の各号に掲げる清算法人は、第二百二十七条第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前条第一項の規定の適用がある場合においては、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という。)を、当該各号に定める日からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 清算一般社団法人 定時社員総会の日の一週間前(第五十八条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)
- 二 清算一般財団法人 定時評議員会の日の一週間前(第九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)

2 社員、評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算法人の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 貸借対照表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 貸借対照表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

### 第百三十条 (貸借対照表等の提出等)

次の各号に掲げる清算法人においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定時社員総会又は定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

- 一 監事設置清算法人(清算人会設置法人を除く。) 第二百二十八条第一項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告
- 二 清算人会設置法人 第二百二十八条第二項の承認を受けた貸借対照表及び事務報告
- 三 前二号に掲げるもの以外の清算法人 第二百二十七条第一項の貸借対照表及び事務報告

2 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定時社員総会又は定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定時社員総会又は定時評議員会に報告しなければならない。

### 第百三十一条 (貸借対照表等の提出命令)

裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、第二百二十七条第一項の貸借対照表及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

### 第百三十二条 (適用除外)

第二章第四節第三款(第二百二十三条第四項、第二百二十八条第三項、第二百二十九条及び第三百十条を除き、第九十九条において準用する場合を含む。)の規定は、清算法人については、適用しない。

### 第百三十三条 (債権者に対する公告等)

清算法人は、第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。

### 第百三十四条 (債務の弁済の制限)

清算法人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合

六 監査報告を作成した日

3 特定監事は、第七十一条第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(特定清算人(次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。以下この条において同じ。))及び特定監事の間で合意した日がある場合にあつては、当該日)までに、特定清算人に対して、監査報告の内容を通知しなければならない。

一 この項の規定による通知を受ける清算人を定めた場合 当該通知を受ける清算人として定められた清算人

二 前号に掲げる場合以外の場合 第七十一条第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書の作成に関する職務を行った清算人

4 第七十一条第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

5 前項の規定にかかわらず、特定監事が第三項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第七十一条第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、監事の監査を受けたものとする。

6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 二人以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事
- 二 二人以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めていないとき すべての監事
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 監事

(施行規則第九十一条参照)

において、清算法人は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、清算法人は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算法人の財産につき存する担保権によって担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によってしなければならない。

#### （条件付債権等に係る債務の弁済）

第百三十五条 清算法人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算法人は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手續に関する費用は、清算法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のため呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

#### （基金の返還の制限）

第百三十六條 基金の返還に係る債務の弁済は、その余の清算一般社団法人の債務の弁済がされた後でなければ、することができない。

#### （債務の弁済前における残余財産の引渡し制限）

第百三十七條 清算法人は、当該清算法人の債務を弁済した後でなければ、その財産の引渡しをすることができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

#### （清算からの除外）

第百三十八條 清算法人の債権者（知れている債権者を除く。）であつて第二百三十三條第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除外される。

2 前項の規定により清算から除外された債権者は、引渡しがされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

#### 第五節 残余財産の帰属

第百三十九條 残余財産の帰属は、定款で定めるところによる。

2 前項の規定により残余財産の帰属が定められないときは、その帰属は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議によつて定める。

3 前二項の規定により帰属が定められない残余財産は、国庫に帰属する。

#### 第六節 清算事務の終了等

##### （清算事務の終了等）

第百四十條 清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、**法務省令**で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。

2 清算人は、決算報告（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの）を社員総会又は評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に關し不正の行為があつたときは、この限りでない。

#### （帳簿資料の保存）

第百四十一條 清算人（清算人会設置法人にあつては、第二百二十條第七項各号に掲げる清算人）は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、清算法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

2 裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わつて帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

4 第二項の規定による選任の手續に関する費用は、清算法人の負担とする。

#### 第五章 合併

##### 第一節 通則

##### （合併契約の締結）

第百四十二條 一般社団法人又は一般財団法人は、他の一般社団法人又は一般財団法人と合併をすることが出来る。この場合においては、合併をする法人は、合併契約を締結しなければならない。

##### （決算報告）

第百四十四條 法第二百四十條第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

2 前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を注記しなければならない。

## 第二百四十三條

次の各号に掲げる場合には、合併後存続する一般社団法人若しくは一般財団法人又は合併により設立する一般社団法人若しくは一般財団法人は、それぞれ当該各号に定める種類の法人でなければならない。

- 合併をする法人が一般社団法人のみである場合 一般社団法人
  - 合併をする法人が一般財団法人のみである場合 一般財団法人
- 2 前項各号に掲げる場合以外の場合において、合併をする一般社団法人が合併契約の締結の日までに基金の全額を返還していないときは、合併後存続する法人又は合併により設立する法人は、一般社団法人でなければならない。

### 第二節 吸収合併

#### 第一款 吸収合併契約等

## 第二百四十四條

一般社団法人又は一般財団法人が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 吸収合併後存続する一般社団法人又は一般財団法人（以下「吸収合併存続法人」という。）及び吸収合併により消滅する一般社団法人又は一般財団法人（以下「吸収合併消滅法人」という。）の名称及び住所
- 吸収合併がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）

## 第二百四十五條

吸収合併存続法人は、効力発生日に、吸収合併消滅法人の権利義務を承継する。

- 吸収合併消滅法人の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
- 前二項の規定は、第二百四十八條若しくは第二百五十二條の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

#### 第二款 吸収合併消滅法人の手続

## 第二百四十六條

吸収合併消滅法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他の法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日という。

- 一般社団法人である吸収合併消滅法人にあつては、次条の社員総会の日の二週間前の日（第五十八條第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）
- 一般財団法人である吸収合併消滅法人にあつては、次条の評議員会の日の二週間前の日（第九十四條第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）
- 第二百四十八條第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

## 第五章 合併

### 第一節 吸収合併消滅法人の手続

## 第七十五條

法第二百四十六條第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 吸収合併存続法人（法第二百四十四條第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下この章において同じ。）の定款の定め
- 吸収合併存続法人についての次に掲げる事項

- 最終事業年度（法第二条第二号又は第三号に規定する最終事業年度をいう。以下この章において同じ。）に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続法人の成立の日における貸借対照表）の内容
- 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産（一般社団法人等の財産をいう。以下この章において同じ。）の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約備置開始日（法第二百四十六條第二項に規定する吸収合併契約備置開始日）をいう。以下この項において同じ。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の内容に限る。

- 吸収合併消滅法人（法第二百四十四條第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下この章において同じ。）（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項
- 吸収合併消滅法人の成立の日（後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
- 吸収合併消滅法人において最終事業年度がないときは、吸収合併消滅法人の成立の日における貸借対照表

- 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続法人の債務（法第二百四十八條第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
- 吸収合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

- 前項第二号イに規定する「計算書類等」とは、次の各号に掲げる一般社団法人等の区分に応じ、

3 吸収合併消滅法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併消滅法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求  
二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求  
三 第一項の電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧の請求  
四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

#### （吸収合併契約の承認）

**第二百四十七条** 吸収合併消滅法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

#### （債権者の異議）

**第二百四十八条** 吸収合併消滅法人の債権者は、吸収合併消滅法人に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨  
二 吸収合併消滅法人の名称及び住所

三 吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の計算書類（第二百二十三条第二項（第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類をいう。以下同じ。）に関する事項として**法務省令**で定めるもの  
四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第三百三十一條第一項の規定による定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

#### （吸収合併の効力発生日の変更）

**第二百四十九条** 吸収合併消滅法人は、吸収合併存続法人との合意により、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、吸収合併消滅法人は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、第二百四十五条及びこの款の規定を適用する。

#### 第三款 吸収合併存続法人の手続

##### （吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

**第二百五十条** 吸収合併存続法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日後六箇月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他**法務省令**で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 一般社団法人である吸収合併存続法人にあっては、次条第一項の社員総会の日の二週間前日（第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があつた日）  
二 一般財団法人である吸収合併存続法人にあっては、次条第一項の評議員会の日の二週間前日

当該各号に定めるものをいう（以下この章において同じ。）。

一 一般社団法人 各事業年度に係る計算書類（法第二百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。）及び事業報告（法第二百二十四条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。）

二 一般財団法人 各事業年度に係る計算書類（法第二百二十九条において準用する法第二百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。）、事業報告及び監査報告（法第二百二十九条において準用する法第二百二十四条第二項の規定の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）

（施行規則第九十一条参照）

#### （計算書類に関する事項）

**第七十六条** 法第二百四十八条第二項第三号に規定する**法務省令**で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象法人（法第二百四十八条第二項第三号の一般社団法人等をいう。以下この条において同じ。）が法第二百二十八条第一項又は第二項（これらの規定を法第二百二十九条において準用する場合を含む。）の規定により公告をしている場合（法第二百三十一条第一項第四号に掲げる方法により公告をしている場合を除く。） 次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁  
ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告（法第二百三十一条第一項第三号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により公告をしているときは、法第二百三十一条第二項第十五号イ又は第三百二条第二項第十三号イに掲げる事項

ニ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象法人が法第二百二十八条第三項（法第二百二十九条において準用する場合を含む。）に規定する措置を執っている場合 法第二百三十一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号に掲げる事項

三 公告対象法人につき最終事業年度がない場合 その旨  
四 公告対象法人が清算法人である場合 その旨  
五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

2 第五十条の規定は、前項第五号の貸借対照表の要旨について準用する。

#### 第二節 吸収合併存続法人の手続

##### （吸収合併存続法人の事前開示事項）

**第七十七条** 法第二百五十条第一項に規定する**法務省令**で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併消滅法人（清算法人を除く。）についての次に掲げる事項  
イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅法人の成立の日における貸借対照表）の内容  
ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象

三 第百九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日  
第二百五十二条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 吸収合併存続法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併存続法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の開覧の請求  
二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求  
三 第一項の電磁的記録に記載された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの開覧の請求  
四 第一項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

#### 第二百五十一条 (吸収合併契約の承認)

2 吸収合併契約の承認を受けなければならない。効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議によつて、吸収合併契約が承認する吸収合併消滅法人の債務の額として**法務省令**で定める額が吸収合併存続法人が承継する吸収合併消滅法人の資産の額として**法務省令**で定める額を超える場合には、理事は、前項の社員総会又は評議員会において、その旨を説明しなければならない。

#### (債権者の異議)

第二百五十二条 吸収合併存続法人の債権者は、吸収合併存続法人に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併存続法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

- 一 吸収合併をする旨
- 二 吸収合併消滅法人の名称及び住所
- 三 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の計算書類に関する事項として**法務省令**で定めるもの
- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 五 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第三百三十一条第一項の規定による定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 六 債権者が第二号第四号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。
- 七 債権者が第二号第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 八 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

が生じたときは、その内容（吸収合併契約備置開始日（法第二百五十条第二項に規定する吸収合併契約備置開始日をいう。以下この条において同じ。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）が法第二百五十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

- 三 吸収合併存続法人についての次に掲げる事項  
イ 吸収合併存続法人において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）  
ロ 吸収合併存続法人において最終事業年度がないときは、吸収合併存続法人の成立の日における貸借対照表
- 四 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続法人の債務（法第二百五十二条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
- 五 吸収合併契約備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（施行規則第九十一条参照）

#### (資産の額等)

第七十八条 法第二百五十一条第二項に規定する債務の額として**法務省令**で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

- 一 吸収合併の直後に吸収合併存続法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額
- 二 吸収合併の直前に吸収合併存続法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額
- 三 法第二百五十一条第二項に規定する資産の額として**法務省令**で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。
- 四 吸収合併の直後に吸収合併存続法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額
- 五 吸収合併の直前に吸収合併存続法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

#### (計算書類に関する事項)

第七十九条 法第二百五十二条第二項第三号に規定する**法務省令**で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日の日から早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象法人（法第二百五十二条第二項第三号の一般社団法人等をいう。以下この条において同じ。）が法第二百二十八条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により公告をしている場合（法第三百三十一条第一項第四号に掲げる方法により公告をしている場合を除く。）次に掲げるもの  
イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁  
ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁  
ハ 電子公告により公告をしているときは、法第三百一条第二項第十五号イ又は第三百二条第二項第十三号イに掲げる事項
- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象法人が法第二百二十八条第三項（法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する措置を執っている場合 法第三百一条第二項第十三

### （吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等）

**第二百五十三條** 吸収合併存続法人は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続法人が承継した吸収合併消滅法人の権利義務その他の吸収合併に関する事項として、**法務省令**で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸収合併存続法人は、効力発生日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 吸収合併存続法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併存続法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求  
二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求  
三 第一項の電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続法人の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

### 第三節 新設合併

#### 第一款 新設合併契約等

### （新設合併契約）

**第二百五十四條** 二以上の一般社団法人又は一般財団法人が新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する一般社団法人又は一般財団法人（以下「新設合併消滅法人」という。）の名称及び住所

二 新設合併により設立する一般社団法人又は一般財団法人（以下「新設合併設立法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立法人の定款で定める事項

四 新設合併設立法人の設立に際して理事となる者の氏名

五 新設合併設立法人が会計監査人設置一般社団法人又は会計監査人設置一般財団法人であるときは、その設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称

六 新設合併設立法人が監事設置一般社団法人であるときは、設立時監事の氏名

七 新設合併設立法人が一般財団法人であるときは、設立時評議員及び設立時監事の氏名

### （新設合併の効力の発生）

**第二百五十五條** 新設合併設立法人は、その成立の日に、新設合併消滅法人の権利義務を承継する。

### 第二款 新設合併消滅法人の手続

**第二百五十六條** 新設合併消滅法人は、新設合併契約備置開始日から新設合併設立法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他**法務省令**で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「新設合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

- 一 一般社団法人である新設合併消滅法人にあつては、次条の社員総会の日の二週間前の日（第五十八條第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）
- 二 一般財団法人である新設合併消滅法人にあつては、次条の評議員会の日の二週間前の日（第九十四條第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）
- 三 第二百五十八條第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

号又は第三百二條第二項第十一号に掲げる事項  
三 公告対象法人につき最終事業年度がない場合 その旨  
四 公告対象法人が清算法人である場合 その旨  
五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容  
2 第五十條の規定は、前項第五号の貸借対照表の要旨について準用する。

### （吸収合併存続法人の事後開示事項）

**第八十條** 法第二百五十三條第一項に規定する**法務省令**で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併が効力を生じた日
- 二 吸収合併消滅法人における法第二百四十八條の規定による手続の経過
- 三 吸収合併存続法人における法第二百五十二條の規定による手続の経過
- 四 吸収合併により吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事項
- 五 法第二百四十六條第一項の規定により吸収合併消滅法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録された事項（吸収合併契約の内容を除く。）
- 六 法第三百六條第一項の変更の登記をした日
- 七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

（施行規則第九十一條参照）

### 第三節 新設合併消滅法人の手続

### （新設合併消滅法人の事前開示事項）

**第八十一條** 法第二百五十六條第一項に規定する**法務省令**で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 他の新設合併消滅法人（法第二百五十四條第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。以下この章において同じ。）（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項  
イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅法人の成立の日における貸借対照表）の内容  
ロ 他の新設合併消滅法人の成立の日（後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約備置開始日（法第二百五十六條第二項に規定する新設合併契約備置開始日をいう。以下この条において同じ。）（後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。））  
二 他の新設合併消滅法人（清算法人に限る。）が法第二百五十五條第一項の規定により作成した貸借対照表
- 三 当該新設合併消滅法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる

3 新設合併消滅法人の社員、評議員及び債権者は、新設合併消滅法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

### （新設合併契約の承認）

**第二百五十七條** 新設合併消滅法人は、社員総会又は評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

### （債権者の異議）

**第二百五十八條** 新設合併消滅法人の債権者は、新設合併消滅法人に対し、新設合併について異議を述べることができる。

2 新設合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の名称及び住所

三 新設合併消滅法人の計算書類に関する事項として**法務省令**で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、新設合併消滅法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第三百三十一條第一項の規定による定めに従ひ、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

### 第三款 新設合併設立法人の手續

#### （設立の特則）

**第二百五十九條** 第二章第一節（第十一条（第一項第四号を除く。）、第十二條、第十四條、第十六條、第四款及び第五款を除く。）の規定は、一般社団法人である新設合併設立法人の設立については、適用しない。

2 第三章第一節（第一百五十三條第一項第一号から第三号まで及び第八号から第十号まで並びに第三項、第三百五十四條、第三百五十六條、第三百六十條、第五款並びに第六十三條を除く。）の規定は、一般財団法人である新設合併設立法人の設立については、適用しない。

3 新設合併設立法人の定款は、新設合併消滅法人が作成する。

#### （新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等）

**第二百六十條** 新設合併設立法人は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立法人が承継した新設合併消滅法人の権利義務その他の新設合併に関する事項として**法務省令**で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

事項  
イ 当該新設合併消滅法人において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該新設合併消滅法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 当該新設合併消滅法人において最終事業年度がないときは、当該新設合併消滅法人の成立の日における貸借対照表

四 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立法人（法第二百五十四條第二号に規定する新設合併設立法人をいう。第八十三條第三号において同じ。）の債務（他の新設合併消滅法人から承継する債務を除き、法第二百五十八條第一項の規定により新設合併について異議を述べることができない債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

五 新設合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（施行規則第九十一条参照）

（計算書類に関する事項）

**第八十二條** 法第二百五十八條第二項第三号に規定する**法務省令**で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象法人（法第二百五十八條第二項第三号の一般社団法人等をいう。以下この条において同じ。）が法第二百二十八條第一項又は第二項（これらの規定を法第九十九條において準用する場合を含む。）の規定により公告をしている場合（法第三百三十一條第一項第四号に掲げる方法により公告をしている場合を除く。）次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第三百一十條第二項第十五号イ又は第三百二條第二項第十三号イに掲げる事項

ニ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象法人が法第二百二十八條第三項（法第九十九條）において準用する場合を含む。）に規定する措置を執っている場合 法第三百一十條第二項第十三号又は第三百二條第二項第十一号に掲げる事項

三 公告対象法人につき最終事業年度がない場合 その旨

四 公告対象法人が清算法人である場合 その旨

五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

2 第五十條の規定は、前項第五号の貸借対照表の要旨について準用する。

### 第四節 新設合併設立法人の手續

#### （新設合併設立法人の事後開示事項）

**第八十三條** 法第二百六十條第一項に規定する**法務省令**で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併が効力を生じた日

二 法第二百五十八條の規定による手續の経過

三 新設合併により新設合併設立法人が新設合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事

- 2 新設合併設立法人は、その成立の日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他**法務省令**で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 新設合併設立法人の社員、評議員及び債権者は、新設合併設立法人に対して、その業務時間内に掲げる請求をするには、当該新設合併設立法人の定めた費用を支払わなければならない。
- 4 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

## 第六章 雑則

### 第一節 解散命令

#### 第二百六十一条 (解散命令)

裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため一般社団法人等の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、一般社団法人等の解散を命ずることができる。

- 一 一般社団法人等の設立が不法な目的に基づいてされたとき。
- 二 一般社団法人等が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
- 三 業務執行理事、代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて一般社団法人等の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人等の業務を執行したその他の理事をいう。が、法令若しくは定款で定める一般社団法人等の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反復して当該行為をしたとき。
- 2 社員、評議員、債権者その他の利害関係人が前項の申立てをしたときは、裁判所は、一般社団法人等の申立てにより、同項の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
- 3 一般社団法人等は、前項の規定による申立てをするには、第一項の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならない。
- 4 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十五条第五項及び第七項並びに第七十六条から第八十条までの規定は、第二項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

#### 第二百六十二条 (一般社団法人等の財産に関する保全処分)

裁判所は、前条第一項の申立てがあつた場合には、法務大臣若しくは社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、一般社団法人等の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分（次項において「管理命令」という。）その他の必要な保全処分を命ずることができる。

- 2 裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない。
- 3 裁判所は、法務大臣若しくは社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、前項の管理人を解任することができる。
- 4 裁判所は、第二項の管理人を選任した場合には、一般社団法人等が当該管理人に対して支払う報酬の額を定めることができる。
- 5 第二項の管理人は、裁判所が監督する。
- 6 裁判所は、第二項の管理人に対し、一般社団法人等の財産の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすることを命ずることができる。

- 4 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項
- 第八十四条 法第二百六十条第二項に規定する**法務省令**で定める事項は、法第二百五十六条第一項の規定により新設合併消滅法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。

（施行規則第九十一条参照）

### \*民事訴訟法

#### (担保提供命令)

第七十五条 原告が日本国内に住所、事務所及び営業所を有しないときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟費用の担保を立てるべきことを原告に命じなければならない。その担保に不足を生じたときも同様とする。

#### 254 (略)

- 5 裁判所は、第一項の決定において、担保の額及び担保を立てるべき期間を定めなければならない。
- 6 (略)
- 7 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

#### (担保提供の方法)

第七十六条 担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次条において同じ。）を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

#### (担保物に対する被告の権利)

第七十七条 被告は、訴訟費用に関し、前条の規定により供託した金銭又は有価証券について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

#### (担保不提供の効果)

第七十八条 原告が担保を立てるべき期間内にこれを立てないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。ただし、判決前に担保を立てたときは、この限りでない。

#### (担保の取消し)

7 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第二項の管理人について準用する。この場合において、同法第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条中「委任者」とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と読み替えるものとする。

**（官庁等の法務大臣に対する通知義務）**  
第二百六十三条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上第二百六十一条第一項の申立て又は同項第三号の警告をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない。

## 第二節 訴訟

### 第一款 一般社団法人等の組織に関する訴え

**（一般社団法人等の組織に関する行為の無効の訴え）**  
第二百六十四条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。

一 一般社団法人等の設立 一般社団法人等の成立の日から二年以内  
二 一般社団法人等の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六箇月以内  
三 一般社団法人等の新設合併 新設合併の効力が生じた日から六箇月以内

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。  
一 前項第一号に掲げる行為 設立する一般社団法人等の社員等（社員、評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下この款において同じ。）  
二 前項第二号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする一般社団法人等の社員等であった者又は吸収合併存続法人の社員等、破産管財人若しくは吸収合併について承認をしなければならなかった債権者  
三 前項第三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする一般社団法人等の社員等であった者又は新設合併設立法人の社員等、破産管財人若しくは新設合併について承認をしなければならなかった債権者

**（社員総会等の決議の不存又は無効の確認の訴え）**  
第二百六十五条 社員総会又は評議員会（以下この款及び第三百十五条第一項第一号において「社

**第七十九条** 担保を立てた者が担保の事由が消滅したことを証明したときは、裁判所は、申立てにより、担保の取消しの決定をしなければならない。  
2 担保を立てた者が担保の取消しについて担保権利者の同意を得たことを証明したときも、前項と同様とする。  
3 訴訟の完結後、裁判所が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、一定の期間内にその権利を行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があつたものとみなす。  
4 第一項及び第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

**（担保の変換）**  
第八十条 裁判所は、担保を立てた者の申立てにより、決定で、その担保の変換を命ずることができる。ただし、その担保を契約によつて他の担保に変換することを妨げない。

## \*民法

**（受任者の注意義務）**

第六百四十四条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもつて、委任事務を処理する義務を負う。

**（受任者による受取物の引渡し等）**

第六百四十六条 受任者は、委任事務を処理するに当たつて受け取つた金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その收取した果実についても、同様とする。

2 受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。

**（受任者の金銭の消費についての責任）**

第六百四十七条 受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

**（受任者による費用等の償還請求等）**

第六百五十条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

2 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わつてその弁済をすることを請求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。

3 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。

員総会等」という。)の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。

2 社員総会等の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることを確認を、訴えをもって請求することができる。

#### 第二百六十六条 (社員総会等の決議の取消しの訴え)

第二百六十六条 次に掲げる場合には、社員等は、社員総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより社員等(第七十五条第一項(第七十七条及び第七十九条第四項)において準用する場合を含む。)(又は第七十五条第一項の規定により理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務を有する者を含む。)(となる者も同様とする。

一 社員総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。

二 社員総会等の決議の内容が定款に違反するとき。

三 社員総会の決議について特別の利害関係を有する社員が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき。

2 前項の訴えの提起があった場合において、社員総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

#### 第二百六十七条 (一般社団法人等の設立の取消しの訴え)

第二百六十七条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、一般社団法人等の成立の日から二年以内に、訴えをもって一般社団法人等の設立の取消しを請求することができる。

一 社員又は設立者が民法その他の法律の規定により設立に係る意思表示を取り消すことができるとき。当該社員又は設立者

二 設立者がその債権者を害することを知って一般財団法人を設立したとき。当該債権者

#### 第二百六十八条 (一般社団法人等の解散の訴え)

第二百六十八条 次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する社員又は評議員は、訴えをもって一般社団法人等の解散を請求することができる。

一 一般社団法人等が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該一般社団法人等に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

二 一般社団法人等の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該一般社団法人等の存立を危うくするとき。

#### (被告)

第二百六十九条 次の各号に掲げる訴え(以下この節において「一般社団法人等の組織に関する訴え」と総称する。)については、当該各号に定める者を被告とする。

一 一般社団法人等の設立の無効の訴え。設立する一般社団法人等

二 一般社団法人等の吸収合併の無効の訴え。吸収合併存続法人

三 一般社団法人等の新設合併の無効の訴え。新設合併設立法人

四 社員総会等の決議が存在しないこと又は社員総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え。当該一般社団法人等

五 社員総会等の決議の取消しの訴え。当該一般社団法人等

六 第二百六十七条第一号の規定による一般社団法人等の設立の取消しの訴え。当該一般社団法人等

七 第二百六十七条第二号の規定による一般財団法人の設立の取消しの訴え。当該一般財団法人及び同号の設立者

八 一般社団法人等の解散の訴え。当該一般社団法人等

#### (訴えの管轄)

第二百七十条 一般社団法人等の組織に関する訴えは、被告となる一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

#### (担保提供命令)

第二百七十一条 一般社団法人等の組織に関する訴えであつて、社員が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該一般社団法人等の組織に関する訴えを提起した社員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該社員が理事、監事又は清算人であるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、一般社団法人等の組織に関する訴えであつて、債権者が提起することができるも

のについて準用する。

3 被告は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

### （弁論等の必要併合）

第二百七十二條 同一の請求を目的とする一般社団法人等の組織に関する訴えに係る二以上の訴訟が同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

第二百七十三條 一般社団法人等の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

### （無効又は取消しの判決の効力）

第二百七十四條 一般社団法人等の組織に関する訴え（第二百六十九條第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によって一般社団法人等が設立された場合にあつては、当該設立を含む。）は、将来に向かってその効力を失う。

### （合併の無効判決の効力）

第二百七十五條 次の各号に掲げる行為の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該行為をした一般社団法人等は、当該行為の効力が生じた日後に当該各号に定める一般社団法人等が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

一 一般社団法人等の吸収合併 吸収合併存続法人  
二 一般社団法人等の新設合併 新設合併設立法人

2 前項に規定する場合に於ては、同項各号に掲げる行為の効力が生じた日後に当該各号に定める一般社団法人等が取得した財産は、当該行為をした一般社団法人等の共有に属する。  
3 前二項に規定する場合には、各一般社団法人等の第一項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各一般社団法人等の協議によって定める。

4 各一般社団法人等の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分について、前項の協議が調わないときは、裁判所は、各一般社団法人等の申立てにより、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時における各一般社団法人等の財産の額その他一切の事情を考慮して、これを定める。

### （設立の無効又は取消しの判決の効力）

第二百七十六條 一般社団法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、その無効又は取消しの原因が一部の社員のみにあるときは、他の社員の全員の同意によつて、当該一般社団法人を継続することができる。この場合においては、当該原因がある社員は、退社したものとみなす。

2 前項前段の規定は、一般財団法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、同項中「社員」とあるのは、「設立者」と読み替へるものとする。

### （原告が敗訴した場合の損害賠償責任）

第二百七十七條 一般社団法人等の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

## 第二款 一般社団法人における責任追及の訴え

### （責任追及の訴え）

第二百七十八條 社員は、一般社団法人に対し、書面その他の**法務省令**で定める方法により、設立時社員、設立時理事、役員等（第百十一條第一項に規定する役員等をいう。第三項において同じ。）又は清算人の責任を追及する訴え（以下この款において「責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及の訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該一般社団法人に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2 一般社団法人が前項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、一般社団法人のために、責任追及の訴えを提起することができる。

3 一般社団法人は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした社員又は同項の設立時社員、設立時理事、役員等若しくは清算人から請求を受けたときは、当該請求をした者に對し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の**法務省令**で定める方法により通知しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により一般社団法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項の社員は、一般社団法人のために、直ちに責任追及の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

## 第六章 雑則

### （責任追及の訴えの提起の請求方法）

第八十五條 法第二百七十八條第一項の**法務省令**で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者  
二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

### （訴えを提起しない理由の通知方法）

第八十六條 法第二百七十八條第三項の**法務省令**で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。  
一 一般社団法人が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

5 第二項又は前項の責任追及の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

6 社員が責任追及の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該社員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

7 被告が前項の申立てをするには、責任追及の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

**(訴えの管轄)**  
第二百七十九条 責任追及の訴えは、一般社団法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

**(訴訟参加)**  
第二百八十条 社員又は一般社団法人は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

2 監事設置一般社団法人が、理事及び清算人並びにこれらの者であった者を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加するには、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）の同意を得なければならない。

3 社員は、責任追及の訴えを提起したときは、遅滞なく、一般社団法人に対し、訴訟告知をしなければならない。

4 一般社団法人は、責任追及の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を社員に通知しなければならない。

**(和解)**  
第二百八十条之二 監事設置一般社団法人が、当該監事設置一般社団法人の理事及び清算人並びにこれらの者であつた者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）の同意を得なければならない。

第二百八十一条 民事訴訟法第二百六十七条の規定は、一般社団法人が責任追及の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しない。ただし、当該一般社団法人の承認がある場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、一般社団法人に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは二週間以内に異議を述べなければならない。

3 一般社団法人が前項の期間内に書面により異議を述べなかつたときは、同項の規定による通知の内容で社員が和解をすることを承認したものとみなす。

4 第二十五条、第二百二条（第二十七項）及び第二百四十一条第五項（同項ただし書に規定する超過額を超えない部分について負う責任に係る部分に限る。）の規定は、責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。

**(費用等の請求)**  
第二百八十二条 責任追及の訴えを提起した社員が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該一般社団法人に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

2 責任追及の訴えを提起した社員が敗訴した場合であっても、悪意があつたときを除き、当該社員は、当該一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。

3 前二項の規定は、第二百八十条第一項の規定により同項の訴訟に参加した社員について準用する。

**(再審の訴え)**  
第二百八十三条 責任追及の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及の訴えに係る訴訟の目的である一般社団法人の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、一般社団法人又は社員は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。

2 前条の規定は、前項の再審の訴えについて準用する。

**第三款 一般社団法人等の役員等の解任の訴え**  
(一) 一般社団法人等の役員等の解任の訴え

第二百八十四条 理事、監事又は評議員（以下この款において「役員等」という。）の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該役員等を解任する旨の議案が社員総会又は評議員会において否決されたときは、次に掲げる者は、当該社

二 請求対象者（設立時社員、設立時理事（法第十五条第一項に規定する設立時理事をいう。）、役員等又は清算人であつて、法第二百七十八条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断及びその理由  
三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴え（法第二百七十八条第一項に規定する責任追及の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

員総会又は評議員会の日から三十日以内に、訴えをもって当該役員等の解任を請求することができる。

一 総社員（当該請求に係る理事又は監事である社員を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員（当該請求に係る理事又は監事である社員を除く。）

二 評議員

**第二百八十五条** 前条の訴え（次条及び第三百十五条第一項第一号二において「一般社団法人等の役員等の解任の訴え」という。）については、当該一般社団法人等及び前条の役員等を被告とする。

**第二百八十六条** 一般社団法人等の役員等の解任の訴えは、当該一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

### 第三節 非訟

#### 第一款 総則

#### （非訟事件の管轄）

**第二百八十七条** この法律の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 第二百七十五条第四項の申立てに係る事件は、同条第一項各号に掲げる行為の無効の訴えの第一審の受訴裁判所の管轄に属する。

#### （疎明）

**第二百八十八条** この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しななければならない。

#### （陳述の聴取）

**第二百八十九条** 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 この法律の規定により一般社団法人等が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧又は謄写の許可の申立てについての裁判 当該一般社団法人等

二 第七十五条第二項（第七十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項（第九十七条において準用する場合を含む。）、若しくは第九十五条第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人、第二百十條第四項において準用する第七十五条第二項若しくは第二百十四條第七項において準用する第七十九条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第二百六十二条第二項の管理人の報酬の額の決定 当該一般社団法人等（報酬を受ける者が監事を置く一般社団法人等を代表する者である場合において、他に当該一般社団法人等を代表する者が存しなるときは、監事）及び報酬を受ける者

三 第三百三十七條第七項の規定による裁判 当該一般社団法人（一般社団法人の成立前にあっては、設立時社員）及び現物拠出財産を給付する者

四 清算人の解任についての裁判 当該清算人

五 第二百六十一条第一項の規定による裁判 当該一般社団法人等

六 第二百七十五条第四項の申立てについての裁判 同項に規定する行為をした一般社団法人等

**（理由の付記）**  
**第二百九十条** この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 前条第二号に掲げる裁判

二 第二百九十三条各号に掲げる裁判

**（即時抗告）**  
**第二百九十一条** 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができ。

一 第二百六十二条第一項の規定による保全処分についての裁判 利害関係人

二 第二百八十九条各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同条第二号及び第三号に掲げる裁判にあっては、当該各号に定める者）

**（原裁判の執行停止）**  
**第二百九十二条** 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、第二百八十九条第二号から第四号までに掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

**第二百九十三条 (不服申立ての制限)**

- 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 1 第二百八十九条第二号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第二百三十五条第一項の鑑定人又は第二百四十一条第二項の帳簿資料の保存をする者の選任又は選定の裁判
  - 2 第二百六十二条第二項の管理人の選任又は解任についての裁判
  - 3 第二百六十二条第六項の規定による裁判
  - 4 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第二百八十九条第一号に掲げる裁判を除く。）

**第二百九十四条 (非訟事件手続法の規定の適用除外)**

この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条及び第五十七条第二号の規定は、適用しない。

**第二百九十五条 (最高裁判所規則)**

この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**第二百九十六条 (法務大臣の関与)**

- 第二百九十六条** 裁判所は、第二百六十一条第一項の申立てについての裁判をする場合には、法務大臣に対し、意見を求めなければならない。
- 第二百九十七条** 裁判所が前項の申立てに係る事件については、当該審問に立ち会うことができる。
- 第二百九十八条** 裁判所は、法務大臣に対し、第一項の申立てに係る事件が係属したこと及び前項の審問の期日を通知しなければならない。
- 4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、第二百九十一条第二号に定める者のほか、法務大臣も、即時抗告をすることができる。

**第二百九十九条 (一般社団法人等の財産に関する保全処分についての特則)**

- 第二百九十九条** 裁判所が第二百六十二条第一項の保全処分をした場合には、非訟事件の手続の費用は、一般社団法人等の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。
- 2 前項の保全処分又は第二百六十二条第一項の規定による申立てを却下する裁判に対して即時抗告があった場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手続に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手続に要する裁判費用は、一般社団法人等の負担とする。
- 第三百条** 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第二六六条第六項の報告又は計算に関する資料の閲覧を請求することができる。
- 2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、前項の資料の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。
- 3 前項の規定は、第一項の資料のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。
- 4 法務大臣は、裁判所書記官に対し、第一項の資料の閲覧を請求することができる。
- 5 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項の資料について準用する。

**第四節 登記**

**第一款 総則**

**第二百九十九条 (登記の効力)** この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

2 故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

**第三百条 (登記の期間)**

この法律の規定により登記すべき事項のうち官庁の許可を要するものの登記の期間については、その許可書の到達した日から起算する。

**第二款 主たる事務所所在地における登記**

**(一般社団法人の設立の登記)**

**\*民事訴訟法**

**(訴訟記録の閲覧等)**

- 第九十一条** 何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- 2 4 (略)
- 5 訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

### 第三百一条

一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内になければならない。

一 第二十条第一項の規定による調査が終了した日

二 設立時社員が定めた日

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

四 一般社団法人の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 理事の氏名

六 代表理事の氏名及び住所

七 理事会設置一般社団法人であるときは、その旨

八 監事設置一般社団法人であるときは、その旨及び監事の氏名

九 会計監査人設置一般社団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

十 第七十五条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

十一 第一百十四条第一項の規定による役員等の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め

十二 第一百五十一条第一項の規定による非業務執行理事等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

十三 第二百八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて

法務省令で定めるもの

十四 公告方法

十五 前号の公告方法が電子公告（第三百三十一条第一項第三号に規定する電子公告をいう。以下この号及び次条第二項第十三号において同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

（一般社団法人の設立の登記）

第三百二条 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内になければならない。

一 第六十一条第一項の規定による調査が終了した日

二 設立者が定めた日

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

四 一般社団法人の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 評議員、理事及び監事の氏名

六 代表理事の氏名及び住所

七 会計監査人設置一般社団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

八 第七十七条において準用する第七十五条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

九 第九十八条において準用する第一百十四条第一項の規定による役員等の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め

十 第九十八条において準用する第一百五十一条第一項の規定による非業務執行理事等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

十一 第九十九条において準用する第二百八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

十二 公告方法

十三 前号の公告方法が電子公告であるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

### 第二節 登記

第八十七条 次の各号に掲げる規定に規定する法務省令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一 法第三百一条第二項第十五号イ 一般社団法人が行う電子公告

二 法第三百一条第二項第十五号イ 一般社団法人が行う電子公告

三 法第三百二条第二項第十一号 法第九十九条において準用する法第二百八条第三項の規定による措置

四 法第三百二条第二項第十三号イ 一般社団法人が行う電子公告

2 次の各号に掲げる規定に規定する場合には、当該各号に定める規定に掲げる事項であつて、決算公告（法第二百八条第一項（法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であつて決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

一 法第三百一条第二項第十五号 同号イ

二 法第三百二条第二項第十三号 同号イ

（施行規則第八十七条参照）

（施行規則第八十七条参照）

口 第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

**第三百三十一条** 一般社団法人等において第三百一条第二項各号又は前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

**(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)**

**第三百四十二条** 一般社団法人等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める事項を登記しなければならない。

- 一 一般社団法人 第三百一条第二項各号に掲げる事項
- 二 一般財団法人 第三百二条第二項各号に掲げる事項

2 新所在地における登記においては、一般社団法人等の成立の年月日並びに主たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

**(職務執行停止の仮処分等の登記)**

**第三百五十二条** 一般社団法人等の理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

**(吸収合併の登記)**

**第三百六十二条** 一般社団法人等が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅法人については解散の登記をし、吸収合併存続法人については変更の登記をしなければならない。

2 吸収合併による変更の登記においては、吸収合併をした旨並びに吸収合併消滅法人の名称及び主たる事務所をも登記しなければならない。

**(新設合併の登記)**

**第三百七十二条** 二以上の一般社団法人等が新設合併をするときは、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅法人については解散の登記をし、新設合併設立法人については設立の登記をしなければならない。

- 一 第二百五十七条の社員総会又は評議員会の決議の日
- 二 第二百五十八条の規定による手続が終了した日
- 三 新設合併消滅法人が合意により定めた日

2 新設合併による設立の登記においては、新設合併をした旨並びに新設合併消滅法人の名称及び主たる事務所をも登記しなければならない。

**(解散の登記)**

**第三百八十二条** 第四百四十八条第一号から第四号まで又は第二百二条第一号から第三号まで、第二項若しくは第三項の規定により一般社団法人等が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

2 解散の登記においては、解散の旨並びにその事由及び年月日を登記しなければならない。

**(継続の登記)**

**第三百九十二条** 第二百五十条、第二百四十二条又は第二百七十六条の規定により一般社団法人等が継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

**(清算人等の登記)**

**第三百九十二条** 第二十九条第一項第一号に掲げる者が清算人となったときは、解散の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 清算人の氏名
  - 二 代表清算人の氏名及び住所
  - 三 清算人が清算人会を置くときは、その旨
  - 四 清算一般財団法人が監事を置くときは、その旨
- 2 清算人が選任されたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。
- 3 第三百三条の規定は前二項の規定による登記について、第三百五条の規定は清算人又は代表清算人について、それぞれ準用する。

**(清算終了の登記)**

**第三百九十二条** 清算が終了したときは、清算人は、第二百四十二条第三項の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

**第三款 従たる事務所における登記**

**(従たる事務所の所在地における登記)**

**第三百十二条** 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

- 一 一般社団法人等の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。)
  - 二 新設合併設立法人が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。)
  - 三 一般社団法人等の成立後に従たる事務所を設けた場合
- 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在場所
- 三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所
- 3 従たる事務所の所在地において前二項の規定により前項各号に掲げる事項を登記する場合には、一般社団法人等の成立の年月日並びに従たる事務所を設置した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

4 第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

**(他の登記所の管轄区域への従たる事務所の移転の登記)**

**第三百十三条** 一般社団法人等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この項において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

2 従たる事務所の所在地において前項の規定により前条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、一般社団法人等の成立の年月日並びに従たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

**(従たる事務所における変更の登記等)**

**第三百十四条** 第三百六条第一項、第三百七条第一項及び第三百十一条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第三百六条第一項に規定する変更の登記は、第三百十二条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

**第四款 登記の嘱託**

**第三百十五条** 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、一般社団法人等の主たる事務所(第一号ロに規定する場合であつて当該決議によつて第三百十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているとき)にあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所(の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない)の

- 一 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき。
  - イ 一般社団法人等の設立の無効又は取消しの訴え
  - ロ 社員総会等の決議した事項についての登記があつた場合における次に掲げる訴え
- (1) 社員総会等の決議が存在しないこと又は社員総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え
- (2) 社員総会等の決議の取消しの訴え

- ハ 一般社団法人等の解散の訴え
- ニ 一般社団法人等の役員等の解任の訴え
- イ 第七十五条第二項(第七十七条において準用する場合を含む。)、第七十九条第二項(第七百九十七条において準用する場合を含む。)(又は第七百七十五条第二項の規定による一時理事、監事、代表理事又は評議員の職務を行うべき者の選任の裁判

口 第二百十條第四項において準用する第七十五条第二項又は第二百十四條第七項において準用

する第七十九条第二項の規定による一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者の選任の裁判

- ハ イ又はロに掲げる裁判を取り消す裁判
- 二 清算人又は代表清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判
- ホ 清算人の解任の裁判
- 三 次に掲げる裁判が確定したとき。

イ 前号ホに掲げる裁判を取り消す裁判

- ロ 第二百六十一条第一項の規定による一般社団法人等の解散を命ずる裁判
- 次の各号に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

- 一 一般社団法人等の吸収合併の無効の訴え 吸収合併存続法人についての変更の登記及び吸収合併消滅法人についての回復の登記
- 二 一般社団法人等の新設合併の無効の訴え 新設合併設立法人についての解散の登記及び新設合併消滅法人についての回復の登記
- 三 前項に規定する場合において、同項各号に掲げる訴えに係る請求の目的に係る合併により第三十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各一般社団法人等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項各号に定める登記を嘱託しなければならない。

#### 第五款 登記の手続等

**第三百十六条** 登記所に、一般社団法人登記簿及び一般財団法人登記簿を備える。

#### (添付書面の通則)

**第三百十七条** 登記すべき事項につき社員全員の同意又はある理事若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

- 2 登記すべき事項につき社員総会、評議員会、理事会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

- 3 登記すべき事項につき第五十八条第一項、第九十六条（第九十七条及び第二百二十一条第五項において準用する場合を含む。）又は第九十四条第一項の規定により社員総会、理事会、清算人会又は評議員会の決議があったものとみなされる場合には、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

#### (一) 一般社団法人の設立の申請

**第三百十八条** 一般社団法人の設立の登記は、当該一般社団法人を代表すべき者の申請によってする

- 2 一般社団法人の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる書面を添付しなければならない。

#### 一 定款

二 設立時理事が設立時代理事を選定したときは、これに関する書面

三 設立時理事、設立時監事及び設立時代理事が就任を承諾したことを証する書面

四 設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

イ 就任を承諾したことを証する書面

ロ 設立時会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ 設立時会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

- 3 登記すべき事項につき設立時社員全員の同意又はある設立時社員の一致を要するときは、前項の登記の申請書にその同意又は一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

#### (二) 一般財団法人の設立の申請

**第三百十九条** 一般財団法人の設立の登記は、当該一般財団法人を代表すべき者の申請によってする

- 2 一般財団法人の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる書面を添付しなければならない。

#### 一 定款

二 財産の抛出の履行があったことを証する書面

三 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する書面

四 設立時代理事の選定に関する書面

五 設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代理事が就任を承諾したことを証する書

六 設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

イ 設立時会計監査人の選任に関する書面  
就任を承諾したことを証する書面

ハ 設立時会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

二 設立時会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面  
登記すべき事項につき設立者全員の同意又はある設立者の一致を要するときは、前項の登記の申請書にその同意又は一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

**（理事等の変更の登記の申請）**

**第三百二十条** 理事、監事又は代表理事の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

二 評議員の就任による変更の登記の申請書には、その選任に関する書面及び就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

三 会計監査人の就任による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 就任を承諾したことを証する書面  
二 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

三 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

四 会計監査人が法人であるときは、その名称の変更の登記の申請書には、前項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、同号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

五 第一項から第三項までに規定する者の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

**（一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記の申請）**

**第三百二十一条** 第七十五条第四項（第七十七条において準用する場合を含む。）の一時会計監査人の職務を行うべき者の就任による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その選任に関する書面

二 就任を承諾したことを証する書面

三 その者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、前条第三項第二号ただし書に規定する場合を除く。

四 その者が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

二 前条第四項及び第五項の規定は、一時会計監査人の職務を行うべき者の登記について準用する。

**（吸収合併による変更の登記の申請）**

**第三百二十二条** 吸収合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 第二百五十二条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第三百三十一条第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 吸収合併消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅法人の主たる事務所がある場合を除く。

四 吸収合併消滅法人において第二百四十八条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第三百三十一条第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

**（新設合併による設立の登記の申請）**

**第三百二十三条** 新設合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 新設合併契約書

二 第二百四十七条の規定による吸収合併契約の承認があつたことを証する書面

三 吸収合併消滅法人において第二百四十八条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第三百三十一条第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 吸収合併消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅法人の主たる事務所がある場合を除く。

五 吸収合併消滅法人において第二百四十八条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第三百三十一条第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

**（新設合併による設立の登記の申請）**

**第三百二十三条** 新設合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 新設合併契約書

二 定款

第三百十八條第二項第二号から第四号まで又は第三百十九條第二項第四号、第五号及び第六号（イを除く。）に掲げる書面

四 新設合併消滅法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅法人の主たる事務所がある場合を除く。

五 第二百五十七條の規定による新設合併契約の承認があつたことを証する書面

六 新設合併消滅法人において第二百五十八條第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか第三百三十一條第一項の規定による定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（解散の登記の申請）

第三百二十四條 定款で定めた解散の事由又は第二百二條第一項第三号、第二項若しくは第三項に規定する事由の発生による解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

2 代表清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書面を添付しなければならない。ただし、当該代表清算人が第二百九條第一項第一号の規定により清算人となつたもの（第二百十四條第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により代表清算人となつたもの）であるときは、この限りでない。

（継続の登記の申請）

第三百二十五條 一般社団法人等の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、第二百七十六條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により一般社団法人等を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本及び第二百七十六條第一項の同意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（清算人の登記の申請）

第三百二十六條 清算人の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

2 第二百九條第一項第二号又は第三号に掲げる者が清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 裁判所が選任した者が清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、その選任及び第三百十條第一項第二号に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない。

（清算人に関する変更の登記の申請）

第三百二十七條 裁判所が選任した清算人に関する第三百十條第一項第二号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、変更の事由を証する書面を添付しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第三百二十八條 清算終了の登記の申請書には、第二百四十條第三項の規定による決算報告の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（従たる事務所所在地における登記の申請）

第三百二十九條 主たる事務所及び従たる事務所所在地において登記すべき事項について従たる事務所所在地においてする登記の申請書には、主たる事務所所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。この場合においては、他の書面の添付を要しない。

（商業登記法の準用）

第三百三十條 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで（第十二條第一項第二号及び第五号を除く。）、第十七條から第十九條の三まで、第二十一條から第二十七條まで、第三十三條、第四五條から第七十二條、第七十三條、第八十二條、第八十三條及び第三百三十二條から第三百四十八條までの規定は、一般社団法人等に関する登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十七條及び第三十三條第一項中「本店」とある部分を除く。）中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第一条の三及び第二十四條第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七條及び第三十三條第一項中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の」とあり、並びに同法第二十七條並びに第三十三條第一項第四号及び第二項中「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同条第一項第四号中「営業所を」とあるのは「主たる事務所を」と、同法第七十二條中「会社法第四百七十二條第一項本文」

\* 商業登記法

（登記所）

第一条の三 登記の事務は、当事者の営業所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下単に「登記所」という。）がつかさどる。

（事務の委任）

第二条 法務大臣は、一の登記所の管轄に属する事務を他の登記所に委任することができる。

（事務の停止）

第三条 法務大臣は、登記所においてその事務を停止しなければならない事由が生じたときは、期間を定めて、その停止を命ずることができる。

（登記官）

第四条 登記所における事務は、登記官（登記所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方

とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四百九条第一項本文又は第二百三条第一項本文」と、同法第四百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十条において準用する商業登記法第四百四十五條」と読み替えるものとする。

法務局長が指定する者をいう。以下同じ。）が取り扱う。

#### （登記官の除斥）

第五條 登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族（配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。以下この条において同じ。）が登記の申請人であるときは、当該登記官は、当該登記をすることができない。登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族が申請人を代表して申請するときも同様とする。

#### （会社法人等番号）

第七條 登記簿には、法務省令で定めるところにより、会社法人等番号（特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号をいう。第十九條の三において同じ。）を記録する。

#### （登記簿等の持出禁止）

第七條の二 登記簿及びその附属書類（第十七條第四項に規定する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）及び第十九條の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録（以下「第十九條の二に規定する電磁的記録」という。）を含む。以下この条、第九條、第十一條の二、第四百四十四條及び第四百四十一條において同じ。）は、事象を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は囑託があつたときは、この限りでない。

#### （登記簿の滅失と回復）

第八條 登記簿の全部又は一部が滅失したときは、法務大臣は、一定の期間を定めて、登記の回復に必要な処分を命ずることができる。

#### （登記簿等の滅失防止）

第九條 登記簿又はその附属書類が滅失するおそれがあるときは、法務大臣は、必要な処分を命ずることができる。

#### （登記事項証明書の交付等）

第十條 何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 前項の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、他の登記所の登記官に対してもすることができる。

3 登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

#### （登記事項の概要を記載した書面の交付）

第十一條 何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができる。

#### （附属書類の閲覧）

第十一條の二 登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。この場合において、第十七條第四項に規定する電磁的記録又は第十九條の二に規定する電磁的記録に記録された情報の閲覧は、その情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものを閲覧する方法により行う。

#### （印鑑証明）

第十二條 次に掲げる者でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

一 第十七條第二項の規定により登記の申請書に押印すべき者（委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者）

二 支配人  
三 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により会社につき選任された破産管財人又は保全管理人  
四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により会社につき選任された管財人又は保全管理人

五 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任された管財人又は保全管理人  
六 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の規定により会社につき選任された承認管財人又は保全管理人

2 第十條第二項の規定は、前項の証明書に準用する。

#### （電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明）

第十二條の二 前條第一項各号に掲げる者（以下この条において「被証明者」という。）は、この条に規定するところにより次の事項（第二号の期間については、法務省令で定めるものに限る。）の証明を請求することができる。ただし、代表権の制限その他の事項でこの項の規定による証明に適

- しないものとして法務省令で定めるものがあるときは、この限りでない。
- 一 電磁的記録に記録することができる情報が被証明者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該情報が他の情報に改変されているかどうかを確認することができる等被証明者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるものについて、当該被証明者が当該措置を講じたものであることを確認するために必要な事項
  - 二 この項及び第三項の規定により証明した事項について、第八項の規定による証明の請求をすることができ期間
  - 2 前項の規定による証明の請求は、同項各号の事項を明らかにしてしなければならない。
  - 3 第一項の規定により証明を請求した被証明者は、併せて、自己に係る登記事項であつて法務省令で定めるものの証明を請求することができる。
  - 4 第一項の規定により証明を請求する被証明者は、政令で定める場合を除くほか、手数料を納付しなければならない。
  - 5 第一項及び第三項の規定による証明は、法務大臣の指定する登記所の登記官がする。ただし、これらの規定による証明の請求は、当事者の営業所（会社にあつては、本店）の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。
  - 6 前項の指定は、告示してしなければならない。
  - 7 第一項の規定により証明を請求した被証明者は、同項第二号の期間中において同項第一号の事項が当該被証明者が同号の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項でなくなつたときは、第五項本文の登記所に対し、同項ただし書の登記所を経由して、その旨を届け出ることができる。
  - 8 何人でも、第五項本文の登記所に対し、次の事項の証明を請求することができる。（一 第一項及び第三項の規定により証明した事項の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）の有無）
    - 二 第一項第二号の期間の経過の有無
    - 三 前項の届出の有無及び届出があつたときはその年月日
    - 四 前三号に準ずる事項として法務省令で定めるもの
  - 9 第一項及び第三項の規定による証明並びに前項の規定による証明及び証明の請求は、法務省令で定めるところにより、登記官が使用する電子計算機と請求をする者が使用する電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法その他の方法によつて行うものとする。
- (手数料)**
- 第十三条** 第十条から前条までの手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。
- 第十四条** 第十条から前条までの手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。
- (当事者申請主義)**
- 第十四条** 登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の嘱託がなければ、することができない。
- (嘱託による登記)**
- 第十五条** 第五条、第十七条から第十九条の二まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二十四条、第四十八条から第五十条まで（第九十五条、第百十一条及び第百十八条において準用する場合を含む。）、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第百三十二条並びに第百三十四条の規定は、官庁の嘱託による登記の手續について準用する。
- (登記申請の方式)**
- 第十七条** 登記の申請は、書面で行わなければならない。
- 2 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者）若しくは代理人が記名押印しなければならない。
- 一 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名又は名称及び住所（当該代表者が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者の氏名及び住所を含む。）
  - 二 代理人によつて申請するときは、その氏名及び住所
  - 三 登記の事由
  - 四 登記すべき事項
  - 五 登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日
  - 六 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額

七 年月日  
八 登記所の表示

3 会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しなければならない。  
4 第二項第四号に掲げる事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録が法務省令で定める方法により提供されたときは、前二項の規定にかかわらず、申請書には、当該電磁的記録に記載された事項を記載することを要しない。

**第十八条** 代理人によつて登記を申請するには、申請書（前条第四項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）にその権限を証する書面を添付しなければならない。

**第十九条** 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない。

**（申請書の添付書面）**

**第十九条之二** 登記の申請書に添付すべき定款、議事録若しくは最終の貸借対照表が電磁的記録で作られているとき、又は登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記載された情報の内容を記録した電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を当該申請書に添付しなければならない。

**（添付書面の特例）**

**第十九条之三** この法律の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他の法務省令で定める場合には、添付することを要しない。

**第二十条** 削除

**（受付）**

**第二十一条** 登記官は、登記の申請書を受け取つたときは、受付帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受付の年月日及び受付番号を記載し、申請書に受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする登記の申請については、前項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

3 登記官は、二以上の登記の申請書を同時に受け取つた場合又は二以上の登記の申請書についてこれを受け取つた時の前後が明らかでない場合には、受付帳にその旨を記載しなければならない。

**（受領証）**

**第二十二条** 登記官は、登記の申請書その他の書面（第十九条之二に規定する電磁的記録を含む。）を受け取つた場合において、申請人の請求があつたときは、受領証を交付しなければならない。

**（登記の順序）**

**第二十三条** 登記官は、受付番号の順序に従つて登記をしなければならない。

**第二十三条之二** 登記官は、登記の申請があつた場合において、申請人となるべき者以外の者が申請しているとき、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

2 登記官は、前項に規定する申請人又はその代表者若しくは代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、他の登記所の登記官に同項の調査を嘱託することができる。

**（申請の却下）**

**第二十四条** 登記官は、次の各号のいずれかに掲げる事由がある場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

- 一 申請に係る当事者の営業所の所在地が当該申請を受けた登記所の管轄に属しないとき。
- 二 申請が登記すべき事項以外の事項の登記を目的とするとき。
- 三 申請に係る登記がその登記所において既に登記されているとき。
- 四 申請の権限を有しない者の申請によるとき、又は申請の権限を有する者であることの証明がないとき。
- 五 第二十一条第三項に規定する場合において、当該申請に係る登記をすることにより同項の登記の申請書のうち他の申請書に係る登記をすることができなくなるとき。

- 六 申請書がこの法律に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。
- 七 申請書に必要な書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）を添付しないとき。
- 八 申請書又はその添付書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）の記載又は記録が申請書の添付書面又は登記簿の記載又は記録と合致しないとき。
- 九 登記すべき事項につき無効又は取消しの原因があるとき。
- 十 申請につき經由すべき登記所を経由しないとき。
- 十一 同時にすべき他の登記の申請を同時にしないとき。
- 十二 申請が第二十七条の規定により登記することができない商号の登記を目的とするとき。
- 十三 申請が法令の規定により使用を禁止された商号の登記を目的とするとき。
- 十四 商号の登記を抹消されている会社が商号の登記をしないで他の登記を申請したとき。
- 十五 登録免許税を納付しないとき。
- （提訴期間経過後の登記）**
- 第二十五条** 登記すべき事項につき訴えをもつてのみ主張することができる無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかつたときは、前条第九号の規定は、適用しない。
- 2 前項の場合の登記の申請書には、同項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面及び登記すべき事項の存在を証する書面を添付しなければならない。この場合には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。
- 3 会社は、その本店の所在地を管轄する地方裁判所に、第一項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面の交付を請求することができる。
- （行政区画等の変更）**
- 第二十六条** 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があつたときは、その変更による登記があつたものとみなす。
- （同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）**
- 第二十七条** 商号の登記は、その商号が他人の既に登記した商号と同一であり、かつ、その営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の所在場所が当該他人の商号の登記に係る営業所の所在場所と同一であるときは、することができない。
- （商号の登記の抹消）**
- 第三十三条** 次の各号に掲げる場合において、当該商号の登記をした者が当該各号に定める登記をしないときは、当該商号の登記に係る営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の所在場所において同一の商号を使用しようとする者は、登記所に対し、当該商号の登記の抹消を申請することができる。
- 一 登記した商号を廃止したとき 当該商号の廃止の登記
- 二 商号の登記をした者が正当な事由なく二年間当該商号を使用しないとき 当該商号の廃止の登記
- 三 登記した商号を変更したとき 当該商号の変更の登記
- 四 商号の登記に係る営業所を移転したとき 当該営業所の移転の登記
- 2 前項の規定によつて商号の登記の抹消を申請する者は、申請書に当該商号の登記に係る営業所の所在場所において同一の商号を使用しようとする者であることを証する書面を添付しなければならない。
- 3 第三百三十五条から第三百三十七条までの規定は、第一項の申請があつた場合に準用する。
- 4 登記官は、前項において準用する第三百三十六条の規定により異議が理由があるとする決定をしたときは、第一項の申請を却下しなければならない。
- 第四十九条** 法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社が本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請は、その支店が法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。
- 2 前項の指定は、告示してしなければならない。
- 3 第一項の規定による登記の申請と本店の所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。
- 4 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の規定による登記の申請については、適用しない。
- 5 第一項の規定により登記を申請する者は、手数料を納付しなければならない。
- 6 前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

7 第十三条第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。  
第五十条 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請について第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、その申請を却下しなければならない。前条第五項の手数料を納付しないときも、同様とする。

2 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、本店の所在地において登記すべき事項を登記したときは、遅滞なく、同項の登記の申請があつた旨を支店の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。ただし、前項の規定によりその申請を却下したときは、この限りでない。

3 前項本文の場合において、前条第一項の登記の申請が設立の登記の申請であるときは、本店の所在地を管轄する登記所においては、会社成立の年月日をも通知しなければならない。

4 前二項の規定による通知があつたときは、当該支店の所在地を管轄する登記所の登記官が前条第一項の登記の申請書を受け取つたものとみなして、第二十一条の規定を適用する。

**（本店移転の登記）**  
第五十一条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新店に於ける登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 前項の登記の申請と旧所在地に於ける登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

第五十二条 旧所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の場合を除き、遅滞なく、前条第一項の登記の申請書及びその添付書面並びに同項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

3 新所在地を管轄する登記所においては、前項の申請書の送付を受けた場合において、前条第一項の登記をしたとき、又はその登記の申請を却下したときは、遅滞なく、その旨を旧所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

4 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の規定により登記をした旨の通知を受けるまでは、登記をすることができない。

5 新所在地を管轄する登記所において前条第一項の登記の申請を却下したときは、旧所在地における登記の申請は、却下されたものとみなす。

**（職権による解散の登記）**  
第七十二条 会社法第四百七十二條第一項本文の規定による解散の登記は、登記官が、職権でしなければならない。

第八十二条 合併による解散の登記の申請については、吸収合併後存続する会社（以下「吸収合併続会社」という。）又は新設合併により設立する会社（以下「新設合併設立会社」という。）を代表すべき者が吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社を代表する。

2 本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3 本店の所在地における第一項の登記の申請と第八十条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定は、本店の所在地における第一項の登記の申請については、適用しない。

第八十三条 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第三項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の場合において、吸収合併による変更の登記又は新設合併による設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

**（更正）**  
第三百二十二条 登記に錯誤又は遺漏があるときは、当事者は、その登記の更正を申請することができる。

2 更正の申請書には、錯誤又は遺漏があることを証する書面を添付しなければならない。ただし、氏、名又は住所の更正については、この限りでない。

第三百三十三条 登記官は、登記に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、登記をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、その錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであ

るときは、この限りでない。  
2 前項ただし書の場合においては、登記官は、遅滞なく、監督法務局又は地方法務局長の許可を得て、登記の更正をしなければならない。

**(抹消の申請)**

**第三百三十四條** 登記が次の各号のいずれかに該当するときは、当事者は、その登記の抹消を申請することができる。  
1 第二十四條第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事由があること。

2 登記された事項につき無効の原因があること。ただし、訴えをもつてのみその無効を主張することができる場合を除く。  
3 第三百三十二條第二項の規定は、前項第二号の場合に準用する。

**(職権抹消)**

**第三百三十五條** 登記官は、登記が前条第一項各号のいずれかに該当することを発見したときは、登記をした者に、一月をこえない一定の期間内に書面で異議を述べないときは登記を抹消すべき旨を通知しなければならない。

2 登記官は、登記をした者の住所又は居所が知れないときは、前項の通知に代え官報で公告しなければならない。  
3 登記官は、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができる。

**第三百三十六條** 登記官は、異議を述べた者があるときは、その異議につき決定をしなければならない。  
**第三百三十七條** 登記官は、異議を述べた者がいないとき、又は異議を却下したときは、登記を抹消しなければならない。

**第三百三十八條** 前三條の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項の登記については、本店の所在地においてした登記にのみ適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、登記を抹消したときは、登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。  
3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。

**(行政手続法の適用除外)**  
**第三百三十九條** 登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

**(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)**  
**第四百十條** 登記簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

**(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)**  
**第四百十一條** 登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

**(審査請求)**  
**第四百十二條** 登記官の処分がある者又は登記官の不作为に係る処分を申請した者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

**第四百十三條** 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。  
**第四百十四條** 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作为に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。

**第四百十五條** 登記官は、前条に規定する場合を除き、審査請求の日から三日以内に、意見を付して事件を第四百二十二條の法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。この場合において、当該法務局又は地方法務局長の長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十条第二項に規定する審理員に送付するものとする。

**第四百十六條** 第四百二十二條の法務局又は地方法務局長の長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作为に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

2 第四百二十二條の法務局又は地方法務局長の長は、審査請求に係る不作为に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならない。  
**第四百十六條之二** 第四百二十二條の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九條第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「商業登

## 第五節 公告

### 第三百三十一條 (公告方法)

一般社団法人等は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

- 一 官報に掲載する方法
  - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
  - 三 電子公告(公告方法のうち、電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて**法務省令**で定めるもの)をとる方法をいう。以下同じ。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として**法務省令**で定める方法
- 2 一般社団法人等が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

### (電子公告の公告期間)

### 第三百三十二條

一般社団法人等が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告をしなければならない。

- 一 第二百二十八條第一項の規定による公告 同項の定時社員総会の終結の日後五年を経過する日
- 二 第二百二十九條において準用する第二百二十八條第一項の規定による公告 同項の定時評議員会の終結の日後五年を経過する日
- 三 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日
- 四 第二百四十九條第二項の規定による公告 同項の変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日の前日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日)

### (電子公告の中断及び電子公告調査機関に関する会社法の規定の準用)

### 第三百三十三條

一般社団法人等が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十條第三項、第九百四十六條、第九百四十七條、第九百五十一條第二項、第九百五十三條及び第九百五十五條の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十條第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十二條の規定にかかわらず、同条の」と、同法第九百四十一條中「この法律又は他の法律の規定による公告(第四百四十條第

一法(昭和三十八年法律第二百五号)第四百五十五條に規定する意見の送付」と、同法第三十條第一項中「弁明書」とあるのは「商業登記法第四百五十五條の意見」とする。

### (行政不服審査法の適用除外)

### 第四百四十七條

行政不服審査法第十三條、第十五條第六項、第十八條、第二十一條、第二十五條第二項から第七項まで、第二十九條第一項から第四項まで、第三十一條、第三十七條、第四十五條第三項、第四十六條、第四十七條、第四十九條第三項(審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。)から第五項まで及び第五十二條の規定は、第四百四十二條の審査請求については、適用しない。

### (省令への委任)

第四百四十八條 この法律に定めるもののほか、登記簿の調製、登記申請書の様式及び添付書面その他この法律の施行に必要事項は、法務省令で定める。

(施行規則第九十六條参照)

## 第三節 公告

### 第八十八條

法第三百三十一條第四号に規定する措置として**法務省令**で定める方法は、当該一般社団法人等の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

- 2 前項の方法による公告は、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続してしなければならない。

- 一 法第二百二十八條第一項(法第九十九條において準用する場合を含む。)の規定による公告 当該公告の開始後一年を経過する日
- 二 法第二百四十九條第二項の規定による公告 同項の変更前の効力発生日(法第二百四十四條第二号に規定する効力発生日をいう。以下この号において同じ。)(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日の前日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日)

### \*会社法

### (電子公告の公告期間等)

### 第九百四十條 (略)

### 2 (略)

- 3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電子公告による公告をしなければならない期間(以下この章において「公告期間」という。)中公告の中断(不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。

一項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律又は他の法律の規定による公告（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二十八條第一項（同法第九十九條において準用する場合を含む。））」と、同法第九百四十六條第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

一 公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は会社に正当な事由があること。  
二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。  
三 会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。  
**（電子公告調査）**  
**第九百四十一條** この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十條第一項の規定による公告を除く。以下この節において同じ。）を電子公告によりしようとする会社は、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者（以下この節において「調査機関」という。）に対し、調査を行うことを求めなければならない。

**第九百四十六條** 調査機関は、電子公告調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、電子公告調査を行わなければならない。  
2 調査機関は、公正に、かつ、法務省令で定める方法により電子公告調査を行わなければならない。

3 調査機関は、電子公告調査を行う場合には、法務省令で定めるところにより、電子公告調査を行うことを求めた者（以下この節において「調査委託者」という。）の商号その他の法務省令で定める事項を法務大臣に報告しなければならない。  
4 調査機関は、電子公告調査の後遅滞なく、調査委託者に対して、法務省令で定めるところにより、当該電子公告調査の結果を通知しなければならない。  
**（電子公告調査を行うことができない場合）**  
**第九百四十七條** 調査機関は、次に掲げる者の電子公告による公告又はその者若しくはその理事等が電子公告による公告に関与した場合として法務省令で定める場合における当該公告については、電子公告調査を行うことができない。

一 当該調査機関  
二 当該調査機関が株式会社である場合における親株式会社（当該調査機関を子会社とする株式会社をいう。）  
三 理事等又は職員（過去二年間にそのいずれかであった者を含む。次号において同じ。）が当該調査機関の理事等に占める割合が二分の一を超える法人  
四 理事等又は職員のうち当該調査機関（法人であるものを除く。）又は当該調査機関の代表権を有する理事等が含まれている法人  
**（財務諸表等の備置き及び閲覧等）**  
**第九百五十一條**（略）

2 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。  
一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求  
二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求  
三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求  
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって調査機関の定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

**（改善命令）**  
**第九百五十三條** 法務大臣は、調査機関が第九百四十六條の規定に違反していると認めるときは、その調査機関に対し、電子公告調査を行うべきこと又は電子公告調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**第九百五十五條** 調査機関は、法務省令で定めるところにより、調査記録又はこれに準ずるものとして法務省令で定めるもの（以下この条において「調査記録簿等」という。）を備え、電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及び当該調査記録簿等を保存しなければならない。  
**（調査記録簿等の記載等）**

2 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、当該調査機関が前項又は次条第二項の規定により保存している調査記録簿等（利害関係がある部分に限る。）について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、当該請求をするには、当該調査機関の定

## 第七章 罰則

### 第三百三十四條 (理事等の特別背任罪)

次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は一般社団法人等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該一般社団法人等に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

#### 一 設立時社員

#### 二 設立者

三 設立時理事（一般社団法人等の設立に際して理事となる者をいう。第三百四十二条において同じ。）又は設立時監事（一般社団法人等の設立に際して監事となる者をいう。同条において同じ。）

#### 四 理事、監事又は評議員

五 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事又は評議員の職務を代行する者

六 第七十五条第二項（第七十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項（第九十七条において準用する場合を含む。）又は第七十五条第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事又は評議員の職務を行うべき者

#### 七 事業に関する種類又は特定の事項の委任を受けた使用人

#### 八 検査役

次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

#### 一 清算人

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者

#### 三 第七十九条第二項の規定により選任された一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者

#### 四 前二項の罪の未遂は、罰する。

### 第三百三十五条 (法人財産の処分に関する罪)

前条第四号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合には、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 法令又は定款の規定に違反して、基金の返還をしたとき。

二 一般社団法人等の目的の範囲外において、投機取引のために一般社団法人等の財産を処分したとき。

### 第三百三十六條 (虚偽文書行使等の罪)

次に掲げる者が、基金を引き受ける者の募集をするに当たり、一般社団法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三百三十四條第一項第一号又は第三号から第七号までに掲げる者

二 基金を引き受ける者の募集の委託を受けた者

### 第三百三十七條 (理事等の贈賄罪)

次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十四條第一項各号又は第二項各号に掲げる者

二 会計監査人又は第七十五条第四項（第七十七条において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

めた費用を支払わなければならない。

一 調査記録簿等が書面をもって作成されているときは、当該書面の写しの交付の請求

二 調査記録簿等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて調査機関の定められたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

### \*民事保全法

#### 第五十六条 (法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)

法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、各事務所の所在地）を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、これらの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

**(国外犯)**

**第三百三十八条** 第三百三十四条、第三百三十五条及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

**(法人における罰則の適用)**

**第三百三十九条** 第三百三十四条第一項、第三百三十六條又は第三百三十七條第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定及び第三百三十四條第三項の規定は、その行為をした理事その他業務を執行する者に対してそれぞれ適用する。

**(虚偽記載等の罪)**

**第三百四十条** 第三百三十三條において準用する会社法第九十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関する**法務省令**で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

**(両罰規定)**

**第三百四十一条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して**同条の罰金刑を科する。**

**(過料に処すべき行為)**

**第三百四十二条** 設立時社員、設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事、評議員若しくは清算人の職務を代行する者、第三百三十四條第一項第六号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百三十七條第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は検査役は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定による登記をすることを怠ったとき。

二 この法律の規定による公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 この法律の規定による開示をすることを怠ったとき。

四 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を**法務省令**で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 この法律の規定による調査を妨げたとき。

六 官庁又は社員総会若しくは評議員会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

七 定款、社員名簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、第二百三十三條第二項（第九十九條において準用する場合を含む。）若しくは第二百二十七條第一項の附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第二百四十六條第一項、第二百五十條第一項、第二百五十三條第一項、第二百五十六條第一項若しくは第二百六十條第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第十四條第一項、第三十二條第一項、第五十條第五項、第五十一條第三項、第五十二條第四項、第五十七條第二項若しくは第三項、第五十八條第二項、第九十七條第一項（第九十七條において準用する場合を含む。）、第九十九條第一項若しくは第二項（第九十九條において準用する場合を含む。）、第二百五十六條第一項、第九十九條第三項、第九十九條第四項、第二百二十三條第二項、第二百二十九條第一項、第二百九十三條第二項若しくは第三項、第九十四條第一項、第二百五十三條第二項、第二百五十六條第一項又は第二百六十條第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

九 第三十六條第一項若しくは第九十九條第一項の規定又は第四十七條第一項第一号、第八十七條第一項第一号（第九十七條において準用する場合を含む。）若しくは第八十八條第一項第一号

一号の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会又は評議員会を招集しなかつたとき。  
十 第四十三条又は第八十四条の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を社員総会又は評議員会の目的としなかつたとき。  
十一 正当な理由がないのに、社員総会又は評議員会において、社員又は評議員の求めた事項について説明をしなかつたとき。  
十二 第七十二条第二項（第七十七条において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を社員総会若しくは評議員会の目的とせず、又はその請求に係る議案を社員総会若しくは評議員会に提出しなかつたとき。  
十三 理事、監事、評議員又は会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手續をすることを怠つたとき。  
十四 第九十二条第二項（第九十七条及び第二百二十条第十項において準用する場合を含む。）又は第九十八条の二第四項（第九十八条の二において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。  
十五 第四百四十二条第一項の規定に違反して自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得したとき。又は同条第二項の規定に違反して当該債権を相当の時期に他に譲渡することを怠つたとき。

十六 第四百四十四条第一項の規定に違反して代替基金を計上せず、又は同条第二項の規定に違反して代替基金を取り崩したとき。

十七 第二百五条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十八 清算の結了を遅延させる目的で、第二百三十三条第一項の期間を不当に定めたとき。

十九 第二百三十四条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十 第二百三十七条の規定に違反して、清算法人の財産を引き渡したとき。

二十一 第二百四十八条第二項若しくは第五項、第二百五十二条第二項若しくは第五項又は第二百五十八条第二項若しくは第五項の規定に違反して、吸収合併又は新設合併をしたとき。

二十二 第二百三十三条において準用する会社法第九十四条の規定に違反して、同条の規定による調査を求めなかつたとき。

**第三百四十三条** 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第三百三十三条において準用する会社法第九十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第三百三十三条において準用する会社法第九十五条第二項各号又は第九十五条第五号に掲げる請求を拒んだ者

**第三百四十四条** 次のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定に違反して、一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者

二 第五条第三項の規定に違反して、一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者

三 第六条の規定に違反して、一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

四 第七条第一項の規定に違反して、他の一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

**附則**

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において、**政令**で定める日から施行する。

**（経過措置の原則）**

2 この法律の規定（罰則を除く。）は、他の法律に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

**（検討）**

3 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの

**【政令】**  
\*一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日を定める**政令**（平成十九年**政令**第二百七十五号）  
内閣は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）附則第一項の規定に基づき、この**政令**を制定する。  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日は、平成二十年十二月一日とする。

とする。

**\*会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 抄**

**(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)**

**第十六条** 施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための社員総会又は評議員会の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、前条の規定による改正後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下この項及び次項において「新一般社団法人法」という。）第七十三条（新一般社団法人・財団法人法第七十七条）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 一般社団法人又は一般財団法人の理事、監事又は会計監査人の施行日前の行為に基づく責任の一部の免除及び当該責任の限度に関する契約については、新一般社団法人法第十三条及び第一百十五条（これらの規定を新一般社団法人法第九十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 一般社団法人についてこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（次項において「旧一般社団法人法」という。）第三百一条第二項第十三号又は第十四号の規定による登記がある場合は、当該一般社団法人は、当該登記に係る理事又は監事の任期中に限り、当該登記の抹消をすることを要しない。

4 一般財団法人についてこの法律の施行の際現に旧一般社団法人法第三百二条第二項第十一号又は第十二号の規定による登記がある場合は、当該一般財団法人は、当該登記に係る理事又は監事の任期中に限り、当該登記の抹消をすることを要しない。

**(罰則に関する経過措置)**

**第一百七十七条** 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第一百八十八条** この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第四節 電磁的方法及び電磁的記録等**

**第一款 電磁的方法及び電磁的記録等**

**第八十九条** 法第十条第二項（法第五十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する**法務省令**で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

**(電子署名)**

**第九十条** 次に掲げる規定に規定する**法務省令**で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第十条第二項（法第五十二条第三項において準用する場合を含む。）  
二 法第九十五条第四項（法第九十七条及び第二百二十一条第五項において準用する場合を含む。）

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。  
一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。  
二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

**(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)**

**第九十一条** 次に掲げる規定に規定する**法務省令**で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第十四条第二項第三号
- 二 法第三十二条第二項第二号
- 三 法第五十条第六項第二号
- 四 法第五十二条第五項
- 五 法第五十七条第四項第二号
- 六 法第五十八条第三項第二号
- 七 法第九十七条第二項第二号（法第九十七条において準用する場合を含む。）
- 八 法第九十七条第二項第二号（法第九十七条において準用する場合を含む。）
- 九 法第二百一十一条第一項第二号（法第九十九条において準用する場合を含む。）
- 十 法第二百一十一条第三項第三号（法第九十九条において準用する場合を含む。）
- 十一 法第二百五十六条第二項第三号
- 十二 法第九十三条第四項第二号
- 十三 法第九十四条第三項第二号

- 十四 法第二百二十三条第二項第二号
- 十五 法第二百二十九条第二項第三号
- 十六 法第二百四十六条第三項第三号
- 十七 法第二百五十条第三項第三号
- 十八 法第二百五十三條第三項第三号
- 十九 法第二百五十六條第三項第三号
- 二十 法第二百六十條第三項第三号

**(電磁的方法)**

**第九十二条** 法第十四条第二項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて**法務省令**で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

**(電磁的記録の備置きに関する特則)**

**第九十三条** 次に掲げる規定に規定する**法務省令**で定める措置は、一般社団法人等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて一般社団法人等の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。

- 一 法第十四条第三項
  - 二 法第五十七条第三項
  - 三 法第二百二十九条第二項（法第九十九条において準用する場合を含む。）
  - 四 法第二百五十六条第三項
  - 五 法第九十三条第三項
- 第九十四条** 次に掲げる規定に規定する**法務省令**で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年**法務省令**第二十三号）第三十六条第一項に規定する電磁的記録媒体（電磁的記録に限る。）及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。
- 一 法第四十六条第四項
  - 二 法第八十六条第五項（法第九十七条において準用する場合を含む。）
  - 三 法第九十七条第四項
  - 四 法第九十七条第五項

**(検査役による電磁的記録に記録された事項の提供)**

**第九十五条** 次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する**法務省令**で定める方法は、電磁的方法のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

- 一 法第四十六条第六項
- 二 法第八十六条第七項（法第九十七条において準用する場合を含む。）
- 三 法第九十七条第六項
- 四 法第九十七条第七項

**(電子公告を行うための電磁的方法)**

**第九十六条** 法第三百三十一条第一項第三号に規定する措置であつて**法務省令**で定めるものは、第九十二条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

**(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)**

**第九十七条** 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成十九年**法務省令**第三十八号）第一条第一項又は第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
  - イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
    - (1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - (2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
  - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 二 ファイルへの記録の方式

## 第二款 情報通信の技術の利用

### (定義)

**第九十八条** この款において使用する用語は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この款において「電子文書法」という。）において使用する用語の例による。

### (保存の指定)

**第九十九条** 電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存は、次に掲げる保存とする。

- 一 法第五十条第五項の規定による代理権を証明する書面の保存
- 二 法第五十一条第三項の規定による議決権行使書面の保存
- 三 法第五十七条第二項の規定による社員総会の議事録の保存
- 四 法第五十七条第三項の規定による社員総会の議事録の写しの保存
- 五 法第五十八条第二項の規定による同条第一項の書面の保存
- 六 法第九十七条第一項（法第九十七条において準用する場合を含む。）の規定による議事録等（法第九十七条第七号及び第八号において同じ。）の保存
- 七 法第一百零一条第七号及び第八号において準用する場合を含む。）の規定による会計帳簿及び資料の保存
- 八 法第二百二十三条第四項（法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定による計算書類（法第二百二十三条第二項（法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書の保存
- 九 法第二百二十九条第一項（法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定による計算書類等（法第二百二十九条第一項（法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等をいう。以下この款において同じ。）の保存
- 十 法第二百二十九条第二項（法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定による計算書類等の写しの保存
- 十一 法第九十三条第二項の規定による評議員会の議事録の保存
- 十二 法第九十三条第三項の規定による評議員会の議事録の写しの保存
- 十三 法第九十四条第二項の規定による同条第一項の書面の保存
- 十四 法第二百二十三条第一項の規定による議事録等（同項に規定する議事録等をいう。第一百零一条第十四号及び第十五号において同じ。）の保存
- 十五 法第二百二十五条第四項の規定による財産目録等（同条第一項に規定する財産目録等をいう。）の保存
- 十六 法第二百二十七条第三項の規定による貸借対照表及びその附属明細書の保存
- 十七 法第二百二十九条第一項の規定による貸借対照表等（同項に規定する貸借対照表等をいう。以下この款において同じ。）の保存
- 十八 法第二百四十一条第一項及び第三項の規定による帳簿資料（同条第一項に規定する帳簿資料をいう。）の保存
- 十九 法第二百五十三條第二項の規定による同条第一項の書面の保存
- 二十 法第二百六十條第二項の規定による同項の書面の保存

### (保存の方法)

**第一百零一条** 民間事業者等が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、当該書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってきた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより保存する方法によ

り行わなければならない。  
2 民間事業者等が前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができるための措置及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

**（縦覧等の指定）**

**第百一条** 電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

- 一 法第十四条第二項第一号の規定による定款の縦覧等
  - 二 法第三十二条第二項第一号の規定による社員名簿の縦覧等
  - 三 法第五十条第六項第一号の規定による代理権を証明する書面の縦覧等
  - 四 法第五十一条第四項の規定による議決権行使書面の縦覧等
  - 五 法第五十七条第四項第一号の規定による社員総会の議事録又はその写しの縦覧等
  - 六 法第五十八条第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等
  - 七 法第九十七条第二項第一号（法第九十七条において準用する場合を含む。）の規定による議事録等の縦覧等
  - 八 法第九十七条第三項（法第九十七条において準用する場合を含む。）の規定による議事録等の縦覧等
  - 九 法第二百一十一条第一項第一号（法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定による会計帳簿又はこれに関する資料の縦覧等
  - 十 法第二百二十九条第三項第一号（法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定による計算書類等又はその写しの縦覧等
  - 十一 法第二百五十六条第二項第一号の規定による定款の縦覧等
  - 十二 法第二百九十三条第四項第一号の規定による評議員会の議事録又はその写しの縦覧等
  - 十三 法第二百九十四条第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等
  - 十四 法第二百二十三条第二項第一号の規定による議事録等の縦覧等
  - 十五 法第二百二十三条第四項の規定による議事録等の縦覧等
  - 十六 法第二百二十九条第二項第一号の規定による貸借対照表等の縦覧等
  - 十七 法第二百四十六条第三項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等
  - 十八 法第二百五十条第三項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等
  - 十九 法第二百五十三条第三項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等
  - 二十 法第二百五十六条第三項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等
  - 二十一 法第二百六十条第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等
- （縦覧等の方法）**
- 第二百二条** 民間事業者等が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる縦覧等に代えて当該縦覧等をすべき書面に係る電磁的記録の縦覧等を行う場合は、民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に当該縦覧等に係る事項を表示する方法又は電磁的記録に記録されている当該事項を記載した書面を縦覧等に供する方法により行わなければならない。
- （交付等の指定）**
- 第二百三条** 電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。
- 一 法第十四条第二項第二号の規定による定款の謄本又は抄本の交付等
  - 二 法第四十六条第六項の規定による同条第四項の書面の写しの交付等
  - 三 法第八十六条第七項（法第九十七条において準用する場合を含む。）の規定による法第八十六条第五項（法第九十七条において準用する場合を含む。）の書面の写しの交付等
  - 四 法第二百二十九条第三項第二号（法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定による計算書類等の謄本又は抄本の交付等
  - 五 法第三百三十七条第六項の規定による同条第四項の書面の写しの交付等
  - 六 法第三百五十六条第二項第二号の規定による定款の謄本又は抄本の交付等
  - 七 法第三百八十七条第六項の規定による同条第四項の書面の写しの交付等
  - 八 法第二百二十九条第二項第二号の規定による貸借対照表等の謄本又は抄本の交付等
  - 九 法第二百四十六条第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等
  - 十 法第二百五十条第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等
  - 十一 法第二百五十三条第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等
  - 十二 法第二百五十六条第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等
  - 十三 法第二百六十条第三項第二号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付等

#### 第四百四條

民間事業者等が、電子文書法第六條第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該交付等に係る事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電子文書法第六條第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をすることがある場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

#### （交付等の承諾）

**第百五條** 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二條第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

#### 附則

##### （施行期日）

1 この省令は、法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### （中間法人法施行規則の廃止）

2 中間法人法施行規則（平成十五年法務省令第八号）は、廃止する。

##### （監事の資格等に関する経過措置）

3 この省令の施行の際現に旧有限責任中間法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）以下「整備法」という。）第二條第一項に規定する旧有限責任中間法人（平成十八年法律第五十号）の監事であるものであって、子法人の理事又は使用人（以下この項において「子法人理事等」という。）を兼ねているものは、当該監事の任期が終了するまでの間は、施行日以後も当該子法人理事等を兼ねることができる。

##### （公告方法に関する経過措置）

4 整備法第二條第一項の規定により存続する一般社団法人がする公告については、施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結の時までの間、第八十八條第一項及び法第三百三十一條第一項第一号から第三号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施行日以後に公告方法の変更をする定款の変更をした場合は、この限りでない。

##### （特別社団法人の議決権行使の期限に関する特別）

5 整備法第四十二條第一項に規定する特別社団法人の議決権行使の期限については、第九條中「（第四條第一号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号ハの特定の時）」とあるのは、「（定款に特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第三十九條第一項ただし書の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨の定めがある場合又は法第三十八條第一項各号に掲げる事項を定める時まで）に理事がその旨を定めた場合（理事会を置く特別社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二條第一項に規定する特別社団法人をいう。）にあつては、法第三十八條第一項各号に掲げる事項を定める時まで）にその旨の理事会の決議があつた場合）にあつては、当該特定の時」とする。

##### 附則（平成二十七年二月六日法務省令第六号）抄

##### （施行期日）

第一條 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

##### （一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第四条** 施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る一般社団法人又は一般財団法人の事業報告の記載又は記録については、なお従前の例による。  
2 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る一般社団法人又は一般財団法人の事業報告に係る第四条の規定による改正後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第三十四条第二項第二号（同令第六十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「運用状況」とあるのは、「運用状況（会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行の日以後のものに限る。）」とする。